

第9回世羅郡三町合併協議会

会 議 録

日 時 平成15年6月25日（水）

13時30分

場 所 せら文化センター

世羅郡三町合併協議会

第9回世羅郡三町合併協議会会議録

召集年月日	平成15年6月25日(水)				
召集の場所	せら文化センター				
開会日時	平成15年6月25日(水)				
議長	上本 仁志				
会議録署名人	荒瀬 聖子		松村 明美		三木 俊三
甲 山 町		世 羅 町		世羅西町	
委員氏名	出欠	委員氏名	出欠	委員氏名	出欠
山口 寛昭	○	松山 理人	○	上本 仁志	○
水間 茂	○	後藤審三郎	○	松岡 明衛	○
小川 信晃	○	藤井 忠孝	○	井上 忠則	○
豊田 勲	○	徳光 義昭	○	前原 春夫	○
鈴木 道弘	○	新井富士男	○	前迫喜久真	○
岡本 明美	○	坂東 辰男	△	岡田 桂子	○
石岡 省吾	○	梶川 耕治	○	田丸 克之	○
田坂 陽美	○	真野 綾	○	井上 幸枝	○
黒木 武彦	○	寺田 弘美	○	横山 昇司	○
荒瀬 聖子	○	松村 明美	○	奥田 正和	○
井口 紀介	○	幾島 文江	○	溝上 春雄	○
檜谷 睦宏	△	蔵敷 広之	△	三木 俊三	○
11名		10名		12名	
委員総数36名／出席委員33名					

顧 問					
顧問氏名		出欠	顧問氏名		出欠
小島 敏文		△	横山 泉		○
監査委員					
監査氏名		出欠	監査氏名		出欠
橋本 武生		○	田中 修三		○
			野曾原文男		○

第9回世羅郡三町合併協議会会議録索引

事件番号	会 議 事 件 名	ページ
	開会	1
	会長あいさつ	1～2
	会議録署名委員の指名	2
報 告 事 項		
報告第 20 号	第 4 回新町名称候補選定小委員会について	2～4
協 議 事 項		
協議第 12 号の 2	新町の事務所の位置について	4～30
協議第 38 号	公共的団体等の取扱いについて	30～33
協議第 39 号	保健衛生の取扱い（その 1）について	33～36
協議第 40 号	人権対策の取扱いについて	36～38
協議第 41 号	商工観光関係事業の取扱いについて	38～39
協議第 42 号	建設関係事業の取扱いについて	39～43
協議第 43 号	平成 14 年度世羅郡三町合併協議会決算認定について	43～49
協議第 44 号	第 10 回世羅郡三町合併協議会の日程について	49
提 案 事 項		
協議第 24 号の 2	一部事務組合の取扱い（その 2）について	49～66
協議第 45 号	各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて	66～67
協議第 46 号	消防の取扱いについて	67～69
	閉会	69

午後 1時30分開会

○山口事務局長 それでは、定刻の午後1時30分が参りましたので、ただいまから第9回世羅郡三町合併協議会を開催させていただきます。

本日は皆さんにはお忙しい中、第9回協議会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

会長あいさつの前に、本日の会議の出席状況についてご報告いたします。

本日の委員の出席者数は、委員総数36名のうち33名となっております。したがって、本日の会議は協議会規約第11条第1項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、協議会会長の上本世羅西町長がごあいさつを申し上げます。

○上本会長 みなさんこんにちは。第9回合併協議会の開催に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいまは梅雨の真ただ中にあり、委員の皆さんにおかれましてはいかがお過ごしでありましたか。今年は今日までにもう台風が2度も襲来しておりますし、地球環境も少し狂いが生じているかというようなことも懸念しますが、皆さんはどう思われているかというふうに思います。

また、本日も尾三地域事務所長様にはご同席いただきまして、顧問としてご指導いただきますことをまことにありがたく、お礼申し上げます。

さて、本来の合併は、まずリーダーがおられてその上で議論をつないで構成していくという協議会のあり方が正しいようにも思うところですが、広い意味での民主的運営と言えども、発言においては結果的にエゴになっていないか、みずから立ちどまって検証してみることがあってよいと思っております。もちろんエゴという表現は適切を欠く場合もありますが、ストレートさにおいてはこれにまさるものはないとしてあえて使っております。特定して申し上げているのではないのでお許してください。

今日こうした合併ということは、日本全体でも、国も地方も未曾有の大借金を抱えているということに端を発しております。小泉首相を初め政治家も国家官僚も、隗より始めよの例えどおり、みずからをいさめ、しかる後に国民に痛みを伴ってもらうのが筋だと思うのですが、その辺の本当の危機意識があるのかと、真剣さがあるのかというを疑いたくなる昨今であります。それには、今日の税制改革の議論もそうでありますし、地方改革への三位一体の議論を聞く限り、これは大したことにはならない、何もよくならないというよ

うなことを思って寂しくなります。

そこで、私少し踏み込んで、踏み込んでというより脇道へそれた発言をしますが、明治維新を引き起こしたかの吉田松陰が安政の大獄で連座されたときに、獄中から門下生に草莽崛起せよという言葉で檄を飛ばされたことを物の本で読んだことを思い出します。意味は、国とか偉い人に頼ったり、知られざる草木のような、あくまでも名もない自分たちが改革をせよということと呼びかけた言葉であります。それには、改革しようとするみずからが私利私欲を捨てて人間を鍛え直して、しかる後民たちを啓蒙していくとすれば、基本はあくまでも一人一人の人間力によるということであります。自分には何かが足りないのではということ常にかきかき議論していただければ、相手方のおっしゃっておる提言もより素直に聞こえてくるのではと。今日も要らぬ愚痴めいたことを申し上げて恐縮するものです。本日もよろしくお願ひいたします。

以上で開会のあいさつとします。

○山口事務局長 ありがとうございます。

それでは、規約第11条第2項により、会長が会議の議長となるとなっておりますので、以後の進行につきましては会長と交代をいたします。

○上本会長 それでは、規約の定めによりまして、これより会長が議長となって議事を進めさせていただきます。

次第3、(1)の会議録署名委員の指名について、世羅郡三町合併協議会会議運営規程第8条の会議録署名委員の指名を行いたいと思います。

それでは、会議録署名委員の指名は、まことに僭越でございますが、順番で各町から1名その都度指名させていただくということで、本日第9回協議会の会議録署名委員には、3町の学識経験者の方をお願いしたいと思います。甲山町荒瀬委員、世羅町松村委員、世羅西町三木委員の3名の方を指名させていただきます。よろしくお願ひいたします。

続いて、次第3、(2)の報告事項に移ります。

報告第20号の第4回新町名称候補選定小委員会について、小委員会からの報告をお願いいたします。

井上委員長。

○井上(忠)委員 それでは失礼します。議長の許しを得ましたので、第4回新町名称候補選定小委員会についてという議案で報告させていただきます。

第4回新町名称候補選定小委員会を次のとおり開催したので報告する。

平成15年6月25日提出。新町名称候補選定小委員会委員長井上忠則。

日時は、平成15年6月6日金曜日、午後1時30分より午後4時20分まで会議を開いております。

場所といたしましては、広島県尾三地域事務所世羅分庁舎2階会議室であります。

出席状況、委員総数15名中、出席委員14名であります。

審議内容につきましては、まず前回選挙によりまして委員が変わられましたので、副委員長の選任についてということ審議いたしました。小委員会規則第4条第2項に基づき、次のとおり選任いたしました。副委員長に小川信晃委員を指名いたしております。

2といたしまして、新町名称候補の選定についてということで審議をいたしました。公募の結果について、別紙の集計表のとおり確認をしております。後ほど別紙については説明をさせていただきます。

その中で、名称候補の選定についてということをお話をさせていただきました。協議会に報告する新町名称候補の選定方法等について協議を行いました。応募のあった作品のうちから小委員会委員がそれぞれ5作品を選定したものを次回小委員会に持ち寄ります。そして、選定理由などの意見交換を委員全員が十分行った上で協議会へ報告する。5候補を絞り込む等を確認し、継続審議といたしております。

次回の小委員会の開催日程ですが、平成15年7月2日水曜日、午後1時30分より、場所は広島県尾三地域事務所世羅分庁舎2階会議室において行うことを決めております。

別紙の説明をさせていただきます。

応募総数であります。応募総数は904ございました。そのうち有効数718、無効数の中の詳細に書いてあります。複数応募等で14、必須記入なしが172ということで、有効総数が718となっております。

応募方法別応募数の集計であります。これは総数であります。応募はがきにより応募が657、官製はがきが141、ホームページが106で合計904となっております。

それから資格別応募数集計であります。これもすべて総数であります。郡内居住者が756、郡内通勤、通学者が5、郡内出身者72、不明71、総数が904となっております。

それから、有効の部分で応募方法別応募数集計が、応募はがきが538、官製はがきが90、ホームページ90、合計有効総数の718となっております。そして、応募資格別応募

数集計、これはすべて有効の部分だけですが、郡内居住者が659、郡内通勤、通学者5、郡内出身者54、合計718となっております。

今現在、それぞれの小委員会の委員の方々に応募のされた集計をしたものをお持ち帰りいただきまして、それぞれの委員で5候補を選んでいただきまして今日までにすべての方に提出いただいて、集計をした後に7月2日に小委員会を開催するようにしております。

以上であります。

○上本会長 ただいま委員長から報告がありましたことで、委員の皆さんの中で何かご質問、ご意見がございますでしょうか。

寺田委員。

○寺田委員 応募対象総数は何人おられるのでしょうか。応募することのできる人数のことです。

○井上（忠）委員 総数といいますと郡内居住者あるいは通勤者、出身者等々でありますので、非常に集計がこちらの事務局としては困難でありますので、その総数については明確にはなっておりません。

○上本会長 ほかにご意見、ご質問ございますか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようですから、第4回新町名称候補選定小委員会の報告については委員長の報告のとおりご確認いただいたということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ありがとうございます。

それでは続いて、次第3の（3）の協議事項に移ります。

協議第12号の2新町の事務所の位置については継続協議となっておりますので、直ちに協議に入ります。このことにつきまして委員の皆さんから何かご意見ございますでしょうか。

徳光委員。

○徳光委員 世羅町の2号委員であります徳光でございます。

新町の事務所の位置については、新町の事務所の位置候補地選定小委員会において数回にわたって審議されてきております。当協議会に報告され、前回の合併協議会で協議されたところではありますが、多くの委員の方々からいろいろな角度からのご意見が出され、今

協議会に継続して協議することとなっているところであります。

さて、世羅町議会におきまして、去る6月11日から20日までの間、第2回議会定例会において議長を除きます議員13人で構成する合併調査特別委員会において、合併協議会の議論の推移や地域住民等いろいろなご意見や要望を踏まえながら、新町事務所の位置について審議してきたところであります。以下、主な意見や主張を4点につき紹介いたしますと、まず第1に、行政機能の分散化を余儀なくされている世羅町役場の例を出すまでもございませんが、住民サービスを第一と考えるなら、広範な住民サービスを提供するよりどころとなる庁舎には、可能な限り多くの行政機能を集積させることが住民にとってより利便性の高いことは当然であります。つまり、住民の側から本庁舎に行けばほとんどの行政機能が果たされる、また行政サービスが受けられることが極めて重要であるとの視点から、合併協議をする際には将来理想的な事務所の位置について、多方面から総合的に議論をしっかりとしておくべきであります。

また、合併後新しく選ばれる町長や議会において、このことの議論は是非とも必要であるので、議論の余地を確保しておくべきであります。

また、小委員会の審議の過程においては、協議会において合併の期日が平成16年10月1日と既に確認されており、小委員会においては当面における事務所の位置の議論を優先すべきであるとの議論もあつたやに聞き及んでいます。

今後、理想的な事務所の位置の考え方については、将来にわたって研究、検討することが重要である。

第2に、合併の一つの目的であるコスト削減という視点に重きを置けば、現在3町の人口は約2万人弱、東西約18キロメートル、南北約10キロメートル、面積約280平方キロメートル程度の極めて規模の小さい市町村において支所を設置する必要があるのか。将来にわたって支所の設置の可否については、社会経済状況によって時代に即応して議論が可能な状況も必要ではないのか。固定的にとらえておくと回り回ってその負担は町民にかかってくることも認識しておくことも重要である。

第3に、現段階では事務機構や組織については調査研究、検討がされていると聞き及んでいますが、具体的な住民サービス体制の姿が見えてこないのも、住民に不安や不信が増幅されやすい状況であり、協議会において協議の進捗度合いも絡むとは思われますが、可能であれば、事務所の位置と職員配置までも含めた事務機構、組織のあり方について並行して協議すべきではないのか。

第4に、新町の事務所選定小委員会の報告に、スペース的な問題から生じる個別部署の配置については3町の執行部に委ねるべきで、小委員会や協議会で審議、協議するのは適当でないとの意見が多く、小委員会では審議しないこととしたとあり、世羅町民のよりどころである現在の世羅町役場庁舎や土地の有効活用策について何ら議論されず、またその方向性も示されていません。このままで世羅町民の理解と協力が得られるのか、などが出されたところでもあります。もちろん、そのほかにも多くの議員からの多様な意見が出され、激しい議論ややりとりとなったところでもあります。

前置きが長くなりましたが、結果といたしまして、世羅町議会合併調査特別委員会の中間報告といたしましては、「世羅町議会としては庁舎、支所を含め、当面という言葉を入れることを要望する。」とのまとめがなされたところでもあります。もちろん、現在小委員会で審議の結果報告、提案された案を否定するものではありませんが、世羅郡3町が合併に向け円満に協議が進み、夢の多い、将来理想的な新しい町となることを念願するのは申すまでもありません。合併後20年、30年経過しますと、人口も1万五、六千人、十数年後には高齢化率40%台、また現在3町の出生数130人、これらを総合的に考えてみますときに、合併後10年、15年経ますと非常に厳しい財政状況が予測されています。

以上、世羅町議会の要望を申し述べ、ご一考をくださるよう提案するものであります。

なお、この扱いにつきましては、当協議会のまとめ役でもございます3町の行政執行者で合併協議会の会長、副会長であります3町長に委ねたいと考えますので、よろしくお願い申し上げます。

○上本会長 徳光委員のご意見を今賜っております。ただいま徳光委員の申されたことに対して、関連またそれに対しての発言があればお願いいたします。

井口委員。

○井口委員 甲山町の井口です。議会の意見を聞くとおっしゃりましたが、それでは合併協議会の小委員会の位置づけ、どのようにお考えなんでしょうか。それは必要でないような感じに受け取れたわけですが。

○上本会長 それは徳光委員に対してのご意見ですか。

○井口委員 世羅町議会ですね、これは、議会からのまとめの発表でしょうから。合併小委員会をどのようにお考えなのか。

○上本会長 井口委員から今のような発言ございましたが、徳光委員、そのことについてお答えされますか、しませんか。

○徳光委員 回答になるかどうかわかりませんが、小委員会はあくまでも尊重してきたつもりであります。秘密会ということでもございますし、議論をする場が余りにもこの場で少なかったのです。ただ今私が申し上げましたのは、世羅町議会として継続審議とさせていただきますので、継続審議をした以上はそれについての答弁が、といたしますか、回答を私が読ませさせていただいたと。別に小委員会を無視しておるつもりはございません。尊重しております。

○上本会長 以上でございます。

ほかに。ご提言またご意見ございますか。

井口委員。

○井口委員 それでは、3町の町長にゆだねられたということはどのようなことで解釈したらよろしいのでしょうか。

○上本会長 そのことにつきましても、皆さん方のご意見をまとめる中で、全員の中でそういうことになればそういう方法もとらざるを得ないと思いますが、現状の中ではまだ皆さんの確認はできてないというように思っております。

ご意見ありませんでしょうか。

黒木委員。

○黒木委員 甲山町の黒木でございます。今の徳光委員の発言に対しての意見でございますか。それとも私の意見を申し上げてもよろしいわけでございますか。

○上本会長 特定の人意見だけをということになしに、いろんな意味合いの中で発言、要するに関連でもようございますし、自分はこう思うんだとかということもあっていいんだろうと。その中でお互いこうしてどこかで結果をまとめていくという運営にするべきだろうと思っておりますので、そういうのをどんどん。

○黒木委員 はい、わかりました。それでは、私の意見を申させていただきます。

なぜ今合併なのかという大前提を踏まえてみますと、我々初心に戻って考えてみる必要があるんじゃないでしょうか。合併の段階で事務所の位置を決めるに当たりまして、当面どこがよいかと判断すれば、現にある3町の役場を比較して考えてみますと、小委員会からの報告どおり現甲山町役場が適当であろうと思うわけです。わずか500メートルしか離れていないところに世羅町役場があるわけですから、言ってみれば同一敷地内に別棟の庁舎があるようなものではないかと思っております。そこを有効的に使用することにより、一定の事務を取り扱う事務所を置くことができると思うわけです。

また、今審議しています40項目の協定項目中の8番目に、事務機構及び組織という項目がございますが、この中で具体的な内容が協議され、本庁や支所の組織が検討をされることが明らかになっております。13年度末において普通会計だけで200億円もの債務を抱えている3町が合併により財政的に明るい未来が開けた段階で、新しい町の我が家を建てようというようなことになれば、その時点でどこにしたらよいのか、皆さんが知恵を出せばよいと思うわけです。それまでの母屋が甲山町の庁舎であるというふうに考えればよいのではないのでしょうか。

小委員会の議論の中でも意見が出たようでありまして、未来永劫ではなく、合併するに当たって当面あるいは当分の間、新町の事務所は甲山町に置くという意味合いが含まれているというふうに承知しております。ここにいる皆さんが確認し合えばそれでよいのではないのでしょうか。

前回の協議会の中で委員の皆さんからもたくさんの意見が出ました。それぞれニュアンスの違いはあっても、小委員会の報告どおり甲山町役場に本庁を、世羅西町役場に支所を、ということが適当だと考えていらっしゃるようですし、私もそのように思うわけです。

以上が徳光委員が先ほど言われたことに対しての私の意見でもございますし、以上申し上げて失礼いたします。

○上本会長 いろいろ発言いただいている、前回発言してない方もいらっしゃるということで、もしあえて発言しようとされれば積極的に発言も願いたいと思いますが。それはそれとして、ほかにご意見ございますでしょうか。

溝上委員。

○溝上委員 世羅西の溝上です。私は小委員会がいろいろ検討された中で、今考えられる一番いい方法を選択されたものと思います。非常に長いスパンといいますか、20年、30年後というのは、今我々がここで議論できる範疇ではないと思います。1年半後に合併が迫っているその中で、やはりいろいろ議論されて一番現実的な結論を出されたのだと思っておりますので、小委員会の意見に賛成いたします。

○上本会長 ほかに発言はございませんか。

いろいろ議論をいただいてございまして、結論めいたことを申し上げるわけじゃないんですが、小委員会の報告は小委員会として納得できる。そうはいっても、世羅の庁舎につきましての取り扱いについてこれに触れてないと、そこに少しはあって、将来においてと

いう、先ほど黒木委員がおっしゃった中でも、合併が順調に進む中で将来においてまた新たなこの新町の事務所の位置というようことについてを決めていくという文言ですかね、そういうふうなものがこの提案の中にあれば少しは素直に皆さん方のご理解もいただける場合があるのかなというようなことも思いますが、そこら辺のことを含めた中で、さらに踏み込んで皆さん方のご意見がありますれば発言いただきたいと思います。

流れとして、もう小委員会の報告はこれでもうえかろうというもんがあるんですが、一方ではそうはいってもこの内容だけでは少し不満だという意見がかなり出てきておるものもあるわけですから、そこら辺の調整の仕方をどうするかという問題がございますし、こういうことについての発言をもっと踏み込んでしていただければうれしいわけですが、いかがでしょうか。

奥田委員。

○奥田委員 失礼します。世羅西の奥田です。前回の会議のときにちょっと言いたいなと思ったんですが、ちょっと言うべきか悪いべきか、言わぬべきかというところで悩みました。

委員会の方の報告として、いわゆる協議会の方へ提出した書類というもの、これが会長名で提案をされるのであれば、その答弁に至っては私は協議会の会長の方からきちっとすべきじゃないかというふうになんかちょっと思ったんですが、それがいいのだろうか悪いのだろうかという考えもあります。委員会の方で一々それを答えなくても、提案されておるのであれば、この内容については既にもう会長の方できちっと提案してもよいだろうということで委員会から報告を受けられてるんじゃないかと思います。私も提案された意見というか、ことについては大変納得しとるわけで、これでいいとは思いますが、そういった答弁については委員会の方へ差し戻しとかする必要がないというふうに考えたわけで、ちょっとそういう発言をさせていただきます。

○上本会長 流れとして、事務局の方よりちょっとお答えさせていただきます。

山口事務局長。

○山口事務局長 奥田委員のご意見に対してご説明を申し上げます。

この小委員会の報告を受けまして会長が提案をしているということで、会長が一定程度整理をされるべきであろうというご意見をいただいたわけですが、これは協議会の場でも提案時にご説明を申し上げますとおり、委員会報告をいただきまして、これは他の協議項目と同じような形で協議をしていく事項であるということで、形式的に会長

が提案をするということで、次回の協議会で協議をすることとなりますということでご説明を申し上げたというふうに思っております。したがって、小委員会が出された報告につきましては、もちろん小委員会の方へこの協議会の委員さんが質問になることは、小委員会ではどうあったのかとかというご意見も当然小委員会の中での報告を受けながらご意見を交わしていただければということで、委員会報告のときには一応小委員会から報告があった段階で質問という形で会長が進められたと思いますけども、そういった中で質問で一定程度理解されて、おのおの協議会の委員さんの考えをこの協議会の場で、事務所の位置についてはどうあるべきかということ、協議会委員全員の皆さんで一定の整理をされることが望ましい協議会のあり方であろうということでもあります。したがって、もう一度言いますが、協議会に会長が提案をしてるというのは、あくまでもこれは他の協議項目と同じような形式的に委員会報告を受けて形式的な会長が提案をしてるということをご理解いただきたいと。

以上です。

○上本会長 流れは固く言えばそういうふうになるわけですが、こうした議論はあくまでもこの36名の委員の中でしっかり気持ちをつないでいくということに、最終的にはそこにつなげていく必要があるというふうに思います。ですから、発言がいろんな場合で食い違う場合もございますし、そういうときにはいろんな角度からのご意見をいただくことによつてまとめといいますか、そういう確認の作業に進めるように、ひとつ皆さん方も積極的に発言してご協力いただきたいとします。

梶川委員。

○梶川委員 先ほど徳光委員の方からお話聞かせていただいたんですけども、今の位置が本当にベストの位置だと思いますし、それから支所というのは今のコストの問題等も、非常に論議されてない問題があります。ですが、やはりコストを考えた場合、今までの委員さんの位置でよかろうというように思うんです。ですが、将来にわたってのものではない。したがって、当面という文言が入れば適当じゃないかなあというように思うんです。ということは、当面ということが入るとは、本当にベストの位置ではない、支所が要らない位置でもありますし、そういうものを決めることもできない、そうすると当面ということで将来また必要になってくれば議論されればいいわけで、今決めつけておく必要はないと、当面でいいんじゃないかなと、私はそう思います。

○上本会長 ほかに発言がございますか。

石岡委員。

○石岡委員 甲山の石岡でございます。今、黒木さんそして梶川さん言われたんで、私はそれでおおむね納得いくのならいいんじゃないかと思います、さっきの質問の中で世羅西の支所が云々というようなことも、ほかのことがあったと思うんですが、必要ないんじゃないかというようなことじゃったろう思っとるんですが、その点がもし、当面だけで納得いくというんなら、経過報告をされただけのことでしょうが、あれのことについてはずっと残るんかどうか、それを確認する必要があるんじゃないかと思うんですが。もし、当面という言葉を入れられるんならそれでいいよと、だがしかし、世羅西町の支所はいけんのんだよというのも残るのかどうかとか。

○上本会長 今、石岡委員のおっしゃったことは、徳光委員の議会の中の議論の中の説明がございましたんで、それをまとめた中で云々は最後にあったと思うんですが、その議会で議論なかった中身も引き継ぐのかというようなことがございましたが、徳光委員、そのことについて特別お答えがいただけますでしょうか、どうでしょうか。

○徳光委員 ここへ提案として出されていることについては、当面という、先程からいろいろ出ておりますように、この2文字が非常に重要になってくると思います。将来的にといいますのは、新しい町長、議員が出られたところでまた話し合われるのがベストで、今の時点で10月1日に本所、支所について世羅町議会で議論している話ではないと思います。

○上本会長 いろんな意見の中で新しい町ができて一つの財政の進展を見る中で、いろんな取り組みの中で新しい本庁舎というような考え方もあるかと思いますが、この中でもし当面という言葉が、今議論になってるような仮定の話として、じゃ世羅西の支所も当面の取り扱いになるのかならないのか、そこら辺は確認をする必要があるんじゃないかというようなことも今のご意見の中であったと思うんですが、そこらについての踏み込んだ発言ございますか。

黒木委員。

○黒木委員 私がさっき申し上げました意味合いの中には、合併今するに当たって、来年10月に合併するに当たって事務所をどこに置くかといえば、当面甲山町に置き、世羅西へ支所を置くということであって、それから後に新しい庁舎を造ったらどうかという大前提は、この合併によって今まで200億円からある借金を先に解消する目途がついた上でそういうもの出てくればの話であって、合併したらすぐ新庁舎をここへ、どこっていうふ

うな議論は今はずべきではないという意味合いでございますので、その辺は私の申し上げた中にあるということを申し上げておきたいと思えます。

それから、当面支所を置くということにつきましても、それはこれから10年、20年たっていくうちにどういうふうな状況になるかわからないわけですから、その時点においても支所は要らないよとかいうふうなことになるれば、そのときの議論であって、今合併するに当たって本庁舎を甲山、支所を世羅西に置くということについて、これも当面だということを今確認する必要はないんじゃないかと。ですから私が申し上げますのは、文書できっちり残すとか、それじゃこの文書の文言はどうだとかというぎりぎり言わずに、皆さんこの際ようわかってるよという、ここの委員会の委員の確認があればいいんじゃないか。先ほど徳光議員がおっしゃったのは、世羅町議会での特別委員会でのお話であって、世羅町議会の代表でここへ出ておられるんかどうか、それは最初に議長が言われたように、それぞれのセクションから出ておるんじゃないかと、世羅郡3町をどういうふうにしたらいいかという立場の委員ということを十分心得てほしいというふうなことでこれが進んでおると思えますので。そうすると、今度は甲山町の議会ではこういうふうに言ったとか、世羅西町の議会ではこういうふうに言うたということになりかねませんので、もちろん最終的には、合併に当たっての総合的な施策をしてそれぞれの議会で議決していただくわけですから、最終的にはそれぞれの議会で決めていただくことになろうと思うんですが、それまではここの合併協議会が一つの場だということを、これは議長さんも何遍も申されておられますので、それぞれ委員がそのように思ってるわけなんです。

○上本会長 ほかにも、委員さんの中で発言をいただけますでしょうか。

小川委員。

○小川委員 甲山の小川でございます。先ほど黒木委員さんのご発言の中で特別委員会の話を出すのはいけないんじゃないかという意見がございます。全く私も初めてなもんですから、即前回の中で答えさせていただきましたが、それはちょっと間違っていたんじゃないかということ今反省をしております。今私が思いますのは、今徳光委員さんが出されましたその内容については、この小委員会が出しているその他の主要な意見の中へ、事務所の位置を見直す必要が生じた場合には、新町の町長や町議会において検討をしてもらうのが適当であるという多くの意見が委員さんから出たことを、こうして小委員会としてのまとめの中でこうして述べられとるということは、先ほど黒木委員さんが言われたと同じように、当面の問題もここにはあるんじゃないかという、私はそう思うんで

す。ですから、ここで皆さん委員すべての人がそれを確認されていると、あえて当面という言葉をごへ持って出なくてもいいんじゃないかというような気がいたしますし、またこの合併がコストの削減だけに走っていったんじゃないか私はいけない、大きな間違いがあるんじゃないかと思うので、支所も当然この小委員会の結論からして、全く同感でありますし、そのような方向の方がいいんじゃないかと思います。

提案されとる中の内容のところへ、この小委員会の案として提出されているものを何かの形でここへ記述することができれば、私はこれが一番いいんじゃないかという気がするんですが、その点については執行者の方はいかがでしょう。

○上本会長 皆さん方の意見が集約して、今提案してございます12号の2の内容、中身を文言を変えてということの協議ができればそれは可能であろうというように思うと。あくまでもこの全員の中で確認をして、納得して確認すれば済むことだと思うんです。そこら辺で当面という言葉が今いろいろ出て議論いただいておりますような、さらに踏み込んだ発言がございますでしょうか、どうでしょうか。

井上委員。

○井上（忠）委員 世羅西の井上といいます。今皆さんのご意見を聞いてる中で、大体委員の皆さんすべてが理解はされてるんだろうと思います。ただ、私一井上としての意見を述べさせてもらうんですが、今この提案されてる部分っていうのは会長名において提案されてる時点での発言が多くあると思うんです。本当は、今皆さんの中で、例えば我々は議会、私も議会の代表の一人なんですが、議会の中での取り組みの一つの例としましては、例えばこういった方向で町長が提案してくる、提案してくることを修正するわけです、議会としては。例えば、私が思っているのは、皆さんの意見としては小委員会から提案されてる部分の原案についてはだれも反対ではない、今現在では、あるいは合併時においては、と思っております。そういう言葉の端々にあると思いますんで、それについては何ら抵抗はないんだろうと思いますし、その中でただ単純に、今当面の2文字が大変大事だという意見が多くあるんですが、それは委員の中で腹におさめて理解した上でやればよいという意見と、ただ今徳光さんが議会の中の空気等々を報告されたわけですが、その中の空気からはこの中へ当面という字が明記されなくてはならないという意見であったと思うんです。そうしたときに、例えば小委員会で提案された小委員会の委員はこの法定協の委員の半数が含まれます。その半数の方々がそれでもいいよ、法定協でそういうふうに修正されるんならそれでもいいよという気持ちを持たれないと非常に問題だと思います。我々の出

したものに対して修正するんであるならば、我々に対しては要するに不信任ではないかという、端的に走ればですよ。そういった形になると非常にこの法定協自身が変な形になると思いますんで、その部分の調整は、3町長おられるわけですから、会長名において修正されるべきではないかなと。議会でもよくやるんですが、原案可決、意見を付してという形もよくやるわけですから、方法論はいろいろあると思うんです。ただ、本所が支所が云々かんぬんという意見がたくさんあったと思うんですが、それについても新しい町の中で考えられる、その時期に対して明記すべきではないと思うし、将来にわたって我々がすごく深く介入すべきではないと思います。そういった部分で10年先、20年先の未来を添えてどここの場所に、どういった地区へとかというような意見を付してまではやるべきではないと思いますし、合併時においてはこの事務所の位置はこれでいんじゃないかなと。合併後においてはその町長と議会でお取り計らいくださいと。実際考えてみて、合併時において職員が300からおるんです。300を一度に入れる器を造ろうとしたら法外な金がかかります。そういったことを踏まえたら、やはり現段階では今の方法より他に手はないのかなと。そして、合併した後に職員数もどんどん減し、職員を100人にした時点ではまた新たな土地を求め、あるいは新たな事務所を構えてもいいんじゃないかなという気がします。今現在でそういった方向すべてを、将来を見据えたときに非常に難しいんじゃないかなあという気がしますんで、小委員会の答申、原案については私は賛成であります。ただ、小委員会の方々がこの中へ当面、あるいはさまざまな文言をつけ加えることを承諾いただけるならいいんじゃないかなという気がします。そうすれば世羅町の議会代表の方も納得すると言われますんで。私も世羅西の議会代表ですから、ある部分では、当面というのはいつまでかというのは今度はやれば切りがないわけですから、そういった部分を含めて、やはり会長のところで調整をいただければいいんじゃないかなという気がします。

○上本会長 他に発言がございますか。

岡本委員。

○岡本委員 失礼します。甲山の岡本です。今の意見も踏まえてなんですけども、将来的にということも当面という言葉もこの文章には入れなくて、提案どおりにいくのが私は賛成です。

○上本会長 原案どおりという意見も聞こえてきてございますが、発言をどんどんしてください。

佐藤委員。

○佐藤委員 甲山町の佐藤です。私は先ほどの徳光委員のご意見を最初聞いたときには当面という文言があってもいいのではないかと思ったんですけれども、黒木委員の発言とかいろいろ聞いてますと、原案どおりでいいのではないかと思うようになりました。といいますのも、今の甲山町役場も私が多分生まれたときに旧道筋にありました。別に新町で今の場所で不具合が出てきたときに、新町の方々が町民の意見も聞いて新しい場所に移られることに対して、多分問題はないと思うんです、この文言で通っていても。やはり今の場所では狭いなり、もっと交通の便がいいところに出ようなり、コストを削減するなりっていうことは新町になってから新しい町民と新しい町長さん、議会で決めていくことになりまして、これに当面がなくても決して別にこれ自体が、ここの甲山町のこの今の庁舎の場所に半永久的に庁舎があるという意味ではないと思いますので、私は当面という言葉はなくても、新しいときに、必要なときに時期を見て新しい新町で決めていくのではないかということは伝わると思いますので、当面という文言は要らないという思いに変わりました。

○上本会長 議論の中で率直なご意見も賜ってございます。発言をためらわずにひとつお願いいたします。

藤井委員。

○藤井委員 随分立派な意見がたくさん出ておまして、私はどうこう言うことじゃなしに、物の流れの自然にこれをキャッチして合併協議会の各委員さんが気持ちを対立するような方向でない決め方が一番いいのではないかと思うんですが、そういう意味で、根底的にそれじゃ小委員会で事務所の位置を決定するのに理想的な位置を研究しようじゃないかということで、その議論から始まっておればね、経済的な理由、いろんなお金を使わんようにしようじゃないかということが非常に強く出されて、3つ役場があるんで、その役場を見ようじゃないかということから始まって、3つの役場を調べて一番面積的にも比較的新しい建物で、甲山町役場が3つある中じゃあ一番いいのではないかと。世羅西はもちろんそのときにはまだ役場が移転してなかったわけですが。

結論は、小委員会で3町が合併したときに一番理想的な位置を徹底的に研究してない、これは1点皆さん小委員会の方々、皆同じ思いであったろうと思うんです。そういう中で、お金をとにかく使うまいということで、使わずに現在ある建物を有効利用するといえ、甲山町が一番いいんじゃないかと。支所を世羅西に置いてほしいという意見も出て、

世羅西の場合は新築されてすばらしい事務所が完成しておるわけですが、広さも随分あるし、現在では世羅西町が一番広いんじゃないかと。それから容易に周辺へも広げられる用地がたくさんあって、非常に世羅西町の敷地はすばらしいところへやっておられるという面があるわけですが、小委員会の中でいろんな議論というて言われますけど、余り議論はなかったんです。世羅西としては比較的甲山に事務所がなろうが、世羅になろうが、非常に遠いんだということで、ごもっともな世羅西の気持ちであろうというのが小委員会のほとんどの委員さんのお気持ちであったろうというふうに私は理解しておるわけですが。

小委員会で進めてきた議論の中で、先ほど佐藤さんですか、おっしゃったように、徳光さんの意見が出て、そりゃ当面という字句を入れてもいいんじゃないかというふうに思われたんじやが、黒木さんとかなんとかいろんな意見を聞いているうちに入れなくてもいいんじゃないかということをおっしゃったわけですけど、みんながわかっておれば文言を入れなくてもいいんだということはちょっとおかしいんじゃないかと思います。それはやっぱり世羅町の議会のいろんな議論をここへ持って出るつもりはわしはないんですが、じゃが議会代表という立場からは当然議員の個々の意見を体して出て、やっぱり自分の考えだけじゃなしに、代表的な立場での役割があるわけです。そういった面から見て、当面を入れるのに非常に抵抗があるんだということになると、また非常におかしなことになるんじゃないかという気持ちがするんです。鈴木委員さんが前回のときにいみじくもおっしゃったように、甲山町でどうしても手狭もうていけんようになれば、またそのときの新町でお考えになればいいんだというような意味合いのことをおっしゃったわけですが、私非常にそれは小委員会の空気を全部ご存じの上でおっしゃったことじゃなくて、極めて自然な考え方であったらうと、大変感心し、敬服したわけですが、当面という字句を入れることに非常に抵抗があるんだということになりますと、抵抗があればあるほど入れなきゃならんという気持ちに一方では強くなるようになってくるわけです。そこらは当面という字句が入れてあっても、5年たっても10年たっても、ここは案外いいでということになれば、そりゃあ10年も20年もということになるでしょうに、当面という字句があってもね。じゃけえ非常にそれにひどくこだわるっていうことは、こだわるということになれば、当然対立が非常に起こってくるんじゃないかということで、わしや余りこれを議論をしたくないん、そういう意味で徳光委員は先ほど3町の町長の相談なさって、それを改めて当面という字を新町の事務所の位置は当面世羅郡甲山町大字西上原何番地、それから世羅西町大字小国を支所に置くという、その当面を入れるだけのことでですから、わしは当面

という字句をここで議論をするにせよ、スムーズに認められて当面の字句を入れたほうが3町の町長でご相談なさってという提案があったわけですが、それをこの各委員さんがここで了承なさって一任されて提案控えてもらわん方がいいんじゃないかというふうに思っておるわけでございます。余りこだわってこの当面を入れる入れんで議論を余りしない方がいいんじゃないか、もっと大きな気持ちでおおらかにした方がいいんじゃないかというふうに思っております。

○上本会長 前迫委員。

○前迫委員 当面の解釈、簡単に言いますとそうなるわけです。しかしながら、今意見が、いろんなことが出ておるんですが、当面を入れた方がいいんじゃないとか、入れない方がいいんだとかということが出とるんですが、議会でこうだったから当面を入れとか、世羅西の議会でこうだったからこれを入れとか、甲山の議会でこうだったからこれを入れとかといったら、この合併協は何のためにやっとするんかということになるんじゃないかなろうかいようなちょっと危惧するわけです。したがって、賛成なら小委員会が出したものについて賛成いただく、いけないのだったらこれを変えてまたこの全体の中でそれじゃあ場所を検討せえと、そういうふうにしていただければ小委員会も一つも何にも言われんというように思います。これを変えたりいろんなことを、また次のときには世羅西にこう言うた、次のときには甲山にこう言うたとういようなことじゃあ、ちょっと全体の合併協として問題があるんじゃないかなろうかというように感じています。したがって、原案どおり。

○上本会長 いろんな議論の中で、少し堂々巡りになって、私の少し運営も、そうはいつでも難しい面があって、皆さん方の気持ちを一つにつなぐのが非常に難しゅうなるということ。これも継続でずっと来ておるんで、あえてさらにここで発言がなければ、休憩をいただいて、各町もいろんな中で継続協議になっておるんで、町長さん方も皆さん方の意見の中の調整もできている。他の町について、私自身は世羅町、甲山町の動きというのは直接的にはこれについて話をしてないんで、その協議をまずさせていただく時間も必要だったのではないかと思いますので、差し当たり休憩に入りたいと思いますが、それまでにどうしても発言をしておきたいということがあったらお願いしたいと思います。

寺田委員。

○寺田委員 いままでいろいろお話を聞かしていただいたんですが、当面という字句を入れようという意見と、入れなくても当面じゃけえいいじゃないかというような、受けとめが間違っとなるかもわかりませんが、そういう受けとめを私はしました。ということ

で、気持ちは違わんのんだろう思うんです。ですから、そこらを踏まえて、3町が一緒になるんですので、前向きにひとつこの問題は進めていただきたいと。私としては、小委員会へ属しておったんで余り多くは言えないんですが、気持ちとしては皆さんも、皆さんのことはいいんですが、私は当面の気持ちで議論に参加をしてきたところです。私としても抵抗はありませんし、そういう方法でまとめていただければいいんじゃないかなというように私は思います。

以上です。

○上本会長 水間委員ありますか。

○水間委員 甲山町の水間ですが、私前回ちょっと発言させていただいておるんで、私はこの原案のとおりがいいというふうに思って世羅町の住民の方々も私は理解がいただけるだろうというふうな発言もさせていただきました。ですが、最初のときに議会の方から出ておられる徳光さんの方から、今回の議会で相当議論をした中でそういうふうな発言があったというふうに私は思っていて、やはり住民の代表である議員の方々のそうした議論の中でそういうふうなお話ができ、結論めいたところまで来たというふうなことというのも、私は尊重していかにゃあいけんのじゃないかなあというふうに思うのが1つあります。原則としては、私は原案に賛成でございます。

また、事務局へ文句を言うわけではございませんが、私はこの提案について、もう小委員会の報告については皆さん了解をしてきて、それを踏まえて会長さんの命でこうしたご提案をなさっております。これには幹事会も得、またこの分については専門部会というのはどうか知りませんが、幹事会なり町長さんの会議の中で提案をされておる事項というふうに私は思っておりますので、先ほど奥田委員さんが言われましたことについて、私は全く同じような意見でおりました。やはり自信を持って会長さん、事務局の方は私にご提案をいただきたいというふうに思うことを一つ言っておきたいというふうに思います。

○上本会長 前原委員、発言ありますか。

○前原委員 いろいろ皆さんのご意見を聞かせていただいて、私も小委員会へ属しておったので、そこらの中身についてはいろいろわかるわけなんですけど、当面という文字を入れるか入れんかということなんですけど、今まで半分以上この協議会でいろんな協議を項目にわたってしてきておりますが、これも今言えば当面よかろうということでは確認したような気もいたします。これが今日決めたことがずうっと続くということではありません。したがって、その時期が来たときにはやはりそのときの為政者の方でいろんなことを考えてや

るべきであるというふうに思います。したがって、当面というのを、先ほど藤井委員さんは簡単なんじゃけえ入れりゃあいいじゃないかと言われるんですが、私はそのままお返ししますと、それだけ簡単なんなら入れんでも同じじゃないかというふうにも思うんです。当面といっても、当面というやあ何日かということになるんですが、2日もあろうし10日もあろうし、1カ月も当面でしょうし、实例では40年続いたという行政实例もあるようでありますんで、当面を入れたから入れんからといってそうひどく変わったことはないというふうに思います。したがって、できるだけ小委員会でそれぞれの町の代表が議論をして報告したことでございますんで、その辺もやっぱりそれぞれの町でよくお考えをいただきたいというふうに思います。

議会の意見もあるんで、住民代表だからということなんですが、ここにおられる委員さんも恐らく住民代表という立場でそれぞれご発言をされているのではないかというふうにも思います。私もそのとおりであります。よろしくその点をお願いしたいと思います。

○上本会長 松岡委員。

○松岡委員 皆さん方のいろいろなご意見を聞いてまいりましたが、私世羅西の松岡でございますが、世羅西町は皆さんご存じのように一番北西に位置しておりまして、津田地区では三次だという意見も非常に強く、署名までとられたという経緯がございます。そうした中でも世羅西の住民の人は、今まで一緒に世羅郡としてすべてのことをやってきたという中で、向こうへ行くというのも、そうした今までのことを思えばこそ、涙をのんでもこっちい一緒になろうと、非常に我慢に我慢をしてやっておられる地区もございます。

それで我々議会も非常に難しいところもございますが、最終的には議会の議決を得ることになりますと、ただいま徳光委員がおっしゃった当面ということは、世羅町の議会です。そういう話が出て、うちは当面を入れとらんから議決せんというふうなことになっては大変なことなんです。お互いがそうした円満なうちに合併しようということでおるんでございますから、そうしたことを議論しておったんでは非常に今から合併が難しく、思いやられるという感じがしますので、たびたび話もございますが、円満なうちに、私は当面を入れるとか入れんとか、それをとやかく言いません。へえじゃあが、議会を通ることになりゃ、世羅町の議員さんが当面入れとらんじゃないか、そういうことになったらまたいけんので、そこらあたりを円満のうちに解決していただきたいと、そうしたことをお願いを申し上げまして私の考え、ご意見とします。

終わります。

○上本会長 他にありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○上本会長 ないようでしたらここで休憩をさせていただきます。

3時まで休憩します。

午後 2時45分休憩

午後 3時00分再開

○上本会長 それでは、休憩を閉じて再開させていただきます。

休憩中に今3町の町長、今現状いろんな中の意見交換を助役ともどもにさせていただきましたが、いろんな議論も出ておる中で、いわゆる文言の取り扱いといいますか、入れるか入れないかという議論が皆さんの意見の中からもいろいろな意見が出てきたと思います。こういう協議の過程では、特にこうした事務所の位置についてでございますので、簡単に結論を出していくべきではないが、皆さんの議論がしっかりかみ合っていくという、これはあくまでも大前提だということは承知するところなんです、そうはいってもなかなか現状では2通りの意見があったとすれば、それをどうやって決めていくのかということにもなります。そういうこともございますが、今あそこでいろいろ話をさせていただいた3町の町長がおりますので、町長としての中で、住民の皆さん、議会の皆さんの雰囲気という、このことに関してのニュアンスといいますか、そういうものがあれば短い時間で語っていただくと、参考にしていただこうということは今、そういうことをまずさせていただきたいというように思いますので、ご了解いただければと思います。

私としては、もうこの提案は小委員会、一つの会議の中でずっと決めてきた、会議規則の中であくまでも、議会の委員さんもこの中にはいらっしゃるんですが、それは議会の代表として議論に加わっていただいた中で結論を出していただいて、小委員会として報告させていただいた、それを私は提案をさせていただいてございますので、基本的に原案どおりという考え方をするのが当然というように思っておるところで、それ以上もそれ以下もございませんが、ただこうした議論は議事録で残りますので、そういう意味では全体的に町民の中でけんけんしかじか、かくかくしかじかの議論はいただいたという足跡は残ってくるというように思っておるところでございます。

○松山副会長 世羅町長の松山でございます。先程来さまざまなお意見がございます。特に世羅町議会といたしましては先の6月定例会において、特にこの合併問題に関しまして、事務所の位置につきまして随分と議論をいたされました。私もその席上、町長はどう

思うかというふうに問いただされました。小委員会の意見を尊重したいと、このように申したわけでございます。しかしながら、議会の特別委員会一致した意見として当面という言葉を入れるべきだというご指摘をちょうだいいたしました。世羅町の町長としてこの議会の意見を尊重したいと、このように考えております。

○山口副会長 甲山町長の山口でございます。大変熱心なご審議をいただいておりますことに対しまして、こころから敬意を表します。

庁舎の位置の問題で当面という言葉めぐっていろいろ議論が集中をしています。これには2つのご意見もあるようございますが、私としましては、合併協議会それぞれ委員の皆さんが個人の立場という形で率直に新しい町を建設をするという立場でご議論をいただいているという基本的な場があるというふうに前提を踏んでおります。小委員会の中で熱心にご審議をいただいて報告をされ、それを会長提案として原案の形で出させていただきますが、このことについては基本的に尊重していきたいというふうに考えています。ただ、当面という言葉の中に秘められた各委員のそれぞれの思い、あるいは世羅町議会の中で議論をされたその思いというものは重く受けとめていきたいというふうに考えています。したがって、原案で提案をされてるものを、1つは是非ともご決定をいただいて、3町の町長が当面ということに込められた意味合いのことについては十分理解をするという表現をこの場でさせていただくということを議事録に明確に記すということでご承認をいただければというふうに思っております。

○上本会長 以上、3町長のところでは先ほどの休憩中の中での流れとして申し上げました。これらを含めて、実際にそうはいつでもこれ以上の議論をどうしていくかという発言も含めて、積極的に発言をいただければというふうに思います。

佐藤委員。

○佐藤委員 済いません。1つだけ前の議論の中でちょっと気にかかってしまった意見があったんですけども、先ほどの藤井委員さんが小委員会で議論が尽くされてないという一言をおっしゃったんですが、自分たちは小委員会の中で忌憚なく思いをぶつけて議論し合って、何度か意見を下げたり上げたりしながら決めていった文言をみんなで一致した意見として出したと思いますので、今先ほどの議論を尽くされてないという文言は小委員会の一員としましては是非訂正なりしていただきたいと思うんです。

○上本会長 藤井委員。

○藤井委員 藤井です。私が申し上げておるのは、小委員会において理想的な事務所の位

置を検討しようじゃないかということは何度か申し上げたんですが、一向にそういったことに各委員さんの発言がなくて、完全に無視されたような委員会の運営であったわけですが、非常に私はそういったことについての残念な思いがいたしております。そういった意味の理想的な位置について提案もしたんです。各委員がこういう要件、こういう要件、3つか4つお出しになって、だからここが適当妥当ということを一とつ話し合おうじゃないかという提案もしたが、その次に、宿題として次の小委員会のために各発言をいただきたいということも申し上げておったわけですが、一向にそういうことがなされていない。そういった意味の審議を尽くされていないということの表現であったわけです。

○上本会長 いろいろの意見もあると思いますし、小委員会の議論もいろいろあったと思います。それはそれとして、もう一つのまとめとして小委員会としては出していただいたと。原案のこの問題につきまして、これをどのような形で、これをたたき台で出しておるものを、いわゆるこの36名の委員が一致した方向でというまとめをしていく、もう意見としてはかなりの皆さん方の発言がありました。もちろんいろんな意味で議会制民主主義というような厳しい中でも、議会が少し後追いになったとかというような議論もございましたが、それはそれとしての中で、こういう問題は大切な問題だと、この合併協議会のやはりこれからまだまだ厳しい協定項目を議論していく中では、安易には結論を出すべきではなかろうというのは3町長のあれなんです、ただいたずらな議論だけはいけないという中で、こうした議事録という一つの議論がしっかりして発言をしてきておるということは、そうはいつでも新しいまちづくりについては一步一步前進しておるんだろうというように思います。

何かこのまとめ方というのが、正直言ってこの会議の議長として進めていけよというのが非常に難しい、じゃ多数決でいきますかというのも余りうまくないし、そこら辺の気持ちをつなぐ発言をいただければと思います。

横山委員。

○横山委員 世羅西の横山です。ただいま新町の事務所の位置についての件でございますが、これは既に小委員会で協議され、真剣に討議され、全委員賛成で本協議会に報告をさせていただいて、そして全委員さんで一応質疑を受けて、それから会長さんが改めて提出をされたという一つの経緯がございます。ここで事務局長さんをお願いをしたいんですが、もう一遍委員会の報告を改めて朗読をしていただきたいと思います。それによってこの件は原案どおり進むのが一番円満な方策ではないかと私は思います。よろしくお願ひし

ます。

小委員会の最終的報告、それを踏まえて会長さんがこれを提出されておるんですから、その裏には段階というもんがあるんだということを皆さん知っておいていただければ、ここでつけるとかつけんとかということをせんでもいいんじゃないかというように思います。最終的結論で小委員会が報告した分です。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 横山委員の方から小委員会の最終報告のところをもう一度お願いをしたいということですので、私の方から報告の内容を読まさせていただきます。

事務所の位置についてということで、新町の事務所の位置案については、第6回合併協議会に報告し、確認された財政状況が極めて厳しいこと、合併の一つの目的であるコスト削減という視点、また現在ある3町の庁舎を視察した結果から、新たな庁舎は建設せず、既存の庁舎の中から選定するというに基づき審議し、次のとおりとすることを全会一致で確認したということで、新町の事務所の位置案についてということで、新町の事務所の位置は、世羅郡甲山町大字西上原123番地1とし、世羅郡世羅西町大字小国3393番地に支所を置くものとする。注1で、世羅郡甲山町大字西上原123番地1は現在の甲山町役場の位置である。注2で、世羅郡世羅西町大字小国3393番地は平成15年4月28日から世羅西町の役場となる位置である、ということで案が示されております。

事務所の位置の選定理由としては、事務所の位置については次の理由により、現在の甲山町役場の位置とすることとしたということで、1点目が周辺に人口が集積していること。2点目、法務局甲山出張所、ハローワーク甲山、広島県尾三地域事務所、世羅郡庁舎など国、県の機関と近接していること。中国バス甲山営業所や芸予バス車庫が近接しているなど、交通の利便性が高いこと。4点目に、3町の役場の中で延べ床面積や駐車場スペースが最も広く、比較的新しいこと。ということが理由として上げられています。

支所の取り扱いについて、世羅西町は甲山町役場から距離が大きく離れているため、住民の利便性を考慮し、平成15年4月28日から世羅西町役場となる位置に支所を置くこととした。

その他の主な意見として、将来の理想的な事務所の位置についても審議し、報告すべきではないかという意見もあったが、将来事務所の位置を見直す必要性が生じた場合には、新町の町長や町議会において検討してもらうことが適当であるとの意見が多く、小委員会では審議しないこととした。2点目に、教育委員会は3町とも役場から離れた場所に配置

されているため、教育委員会の位置についても審議してはどうかという意見もあったが、スペース的な問題などから生じる個別部署の配置については、3町執行部の今後の判断にゆだねるべきで、小委員会や協議会で審議、協議するのは適当ではないとの意見が多く、小委員会では審議しないこととしたという報告がされております。

以上です。

○上本会長 横山委員。

○横山委員 今回の報告の中にもありましたように、新町ができてからもし必要な場合には改めて町長あるいは議会において協議してやった方がいいという、そこらも踏まえて今回の協議第12号の2の提案がされておるわけでございますので、ここで別に文言を入れるとか入れんとかということはすべきでない、原案のとおり行っても一向に差し支えないもんだと私は思います。

○上本会長 後藤委員。

○後藤委員 いろんな意見が出て、世羅町として当面という言葉を入れることに対して、入れる必要ないじゃないかという多数の意見があるんですが、先ほど世羅西議長も言われたように、やはり議会としても住民説明は必要でありますし、住民に納得してもらうことが大前提の合併であるはずで、やはりここまで大切なことだと思います。だから事務機構、組織の議論もあるわけですから、そこらとやはり兼ね合わせてやはり慎重に考えていくべきで、早急に決めていくことじゃないんじゃないかと思うんですが。やはり慎重に、3町の町長の思いも多少ずれがあるように感じましたんで、そこらがあるんでしたらやはり慎重に検討していくべきじゃないかと思います。ここで焦っているいろんな思いが残った形で合併の協議会がこれから以後進んでいくということに対しては、やはりいろんな違う思いが出てきてもまたよろしくないことじゃないかと思います。やはりここは慎重にやっていただきたいなと。

○上本会長 世羅町の議長さんの立場としての発言であったかと思えます。3町の町長で少し違いがあったかというのは、先ほどの会議の中ではなかったと思っと思ったんじゃが、あったんかいなあ。

黒木委員。

○黒木委員 先ほど3町長さんがお話しされたことについて、大体ご意見は同じなんだろうと思うんですけども、ちょっとニュアンスが違うようにも見えるんです。それで、これを次にまた延ばしても、また当面を入れる入れないのことでやるだけで、先の延ばしてど

うこうということにもならないと思いますんで、国レベルでよく法律を制定するに附帯決議というのがつきますね。というのは、法律案はそのままで、法律そのままで、ここでこういう何がありましたということを書いて、そこを記録を、署名を、だれが署名すりゃあいいんか知りませんが、記録を残しておく。この議事録は残るんでしょうけども、議事録とは別にそういうもので解決する方法はないものでしょうか。

○上本会長 黒木委員のやり方、今たちまち検討したことなんで、この原案に対して附帯決議つける云々ということになるとすれば、本日は結論を出せないかなという思いが残ります。そういうふうなことでございます。

先ほど挙手がありましたよね、発言がありますか、どちらが先でしたか。

田丸委員。

○田丸委員 世羅西町の田丸です。先ほどからいろいろご意見を聞かせていただいている中で、やはり先ほど横山委員さんからの話がありまして、事務局の方から小委員会の最終報告案をもう一度朗読された中で、やはり当面にかかわる問題については最終的な意見の中その他の主な意見の中でしっかりと文言にして報告されていると思います。

私はこの意見、原案どおりで私はいいんじゃないかと思います。

○上本会長 前原委員、ありますか。

○前原委員 世羅西の前原です。先ほど横山委員なりあるいは田丸委員からも発言があったんですが、私も小委員会の報告の中で最後に、その必要が生じたときにはそのときの為政者でやればいいんだというのがあって、改めてここで同じようなものを入れんでもいいんじゃないかというふうに思います。

○上本会長 小委員会としていろんな議論の中で、今議論になっておるものを小委員会では随分議論して提案して、小委員会としての報告を受けてそれを私の方で提案させていただくということでございますが、流れとしていろいろ、先ほど世羅の町長が言われたように、世羅の議会の特別委員会ではかなりそこら辺の確認が、後追いかどうか議論は別として、されておるのかなと。そういう意味ではこの委員会に臨まれとる代表の委員さんとしては少し責任が多いだろというようにも見受けられます。世羅の町長さんが最後にちょっと言われたかな、議会の意見は尊重する言われたんかいな。えっ、そうなんですか。

鈴木委員。

○鈴木委員 甲山の鈴木ですが、藤井委員からはいろいろと褒めていただきまして、毎回

のように申しわけないと思っておりますけども、私の意見は1カ月たっても変わっておりませんで、原案どおり。中には包含されてますから、皆さんがおっしゃったとおりで、しかるべき時期が来れば当然考えられるでしょうから、それについて言及することはないと思っておりますので、原案どおりでいいと思います。

それと、てんびんにかけていい問題かどうかわかりませんが、町名の小委員会、また今度報告するわけなんですけれども、町名を決めるときにはほいじゃこのパターンと同じように、当面何々町とするというわけにはいかないと思うんです、絶対ね。ですからそれをでんびんにかけるというのはおかしい話ですけれども、そう考えてみれば一つ一つ問題を解決していく上で、包含をされていることなんですからできれば今日決着していただきたいと私は思います。

○上本会長 当面という表現はこれからの協定項目の中でも随所に出てくる文言になってこようかというのが、事務局でこの取り扱いをするのに慎重にしていこうというのが背景でございます。というのは、3町少しづつ制度も違いますし、基本的には新町ですべて、出発時点で調整してゴーサインが出ればいいんですが、そうはいっても住民のいろんな組織機構の中では一遍には新町において調整できない項目も想定されるというような中の表現として当面という言葉がございますんで、それとダブった中での表現の使い方になりますので、安易に使ってしまうと難しいというのが事務的にはあるかというように思います。

そこらであるわけですが、そうはいっても世羅の議会の中ではかなり厳しいこだわりと申しますか、それもあるというように聞きますし、非常に苦慮して、まとめとして非常に難しい状況もあるんですが、そうはいってもいつまでもいつまでも引こずるわけにはいかないし、これを継続にするのか、今日もう決着するのかという一つの皆さん方の意見の集約もしていかなくてならないのかなということもあります。そこら辺に対してのご意見がございましたら発言。

豊田委員。

○豊田委員 大体ご意見は大体出尽くしていると思われるんです。先ほどの3町の町長さんの発言の中にも多少温度差が感じられたんですが、中身は同じだと思うんです。いわゆる着地は同じところを目指しておられるが、ちょっとおり方がちょっと違うんかなと、おりるところは同じでもおり方がちょっと違うんかなと。遠慮されたりということが感じられましたけど、当面という言葉そのものが非常にあいまいな言葉ですし、これといった定義も

はっきりしておるわけじゃありません。非常にあいまいな言葉で、入れても入れなくても余り中身は変わらないと思うんです。ところが、本日ここで採決などすると、当面をいわれた方はちょっと少数派のような気がするし、このままで採決するのはどうもよくないと思うんです。

私ども原案でという考えは腹にありますが、やはり時間をかけてみんなが円満に決着する方法を会長としては選んでいただく方が今日のところはよいかと思います。そのほかの議案もたくさんありますし、これをいつまでやっても、恐らく今日結論出せばそれぞれけんかの種が増えるだけで、円満な解決の方が長引く、このように思いますから、賢明な方策を選んでください。

○上本会長 横山委員。

○横山委員 今、豊田委員さんの言われたことに反発するわけではございませんが、特別委員が言われました意見に対して、お帰りになっての云々があるのではないかと、議会に対して。世羅町の議会に対して云々があるのではないかと、そういうことがあれば、もう少し時間を置いた方がいいのではないかとのご意見だったと思うんです。時間を置いてもし甲山町、世羅西町がそれぞれの議会が、そりゃ当分の間というようなことを入れるべきでないということが出た折りにゃあ、ますます混乱を来すのではないかと。したがって、議会という名目もあります、おられます委員さんもおられるわけでございますが、ここはひとつ自分の個人的な意見で本日結論を出された方が先々の事務にも支障を来さないでスムーズに行くのではなからうかと。先ほど来、もうこの協議12号の2に内容は包含されておるんだから、おおむねというのはつけずに行くべきだと。おおむねをつけると国に対してもどこに対しても、こんなひどくおかしげなことをしたのというふうに思われてもわしゃいけんのじゃないかと思うんです。ですから、おおむねというのはむやみに使うべき——当面、ごめんなさい、訂正します。当面ということはむやみに使うべきではないというふうに思います。したがって、本日結論を出した方がいいのではなからうかというふうに思います。

○上本会長 寺田委員。

○寺田委員 私は反対意見なんです、この報告書の中に支所の関係のこともうたっております。そういたしますと、支所の関係については組織機構等も含まれるんだろうと思いますし、その項の協議をする場がまた後ほどあるように書いてあります。ということですので、そこら辺とのかかわりもありますので、焦って結論を今日出すということについては

反対です。

○上本会長 井上委員。

○井上（忠）委員 いろいろ意見があるようなんですが、例えば今日先送りして何が解決するかというのを単純に考えましょう。要するに、この文書の中へ当面という2文字を入れさえすれば今日決まるわけです。時間を置いて当面がなくてよくなるという可能性がありますか、ないでしょう。だったら時間をむやみやたらと置くもんじゃないと思います。

それと、あと機構等々の問題等あるという意見も多々あるわけですが、機構を考えるときにどういう状態の事務所を置くのかという形もわからないで機構を考え、卵と鶏を一緒に並べてどっちが先だろうかといって検討するのと一つことだと思いうんで、一段一段階段を上がっていただきたいというのがあります。

そして最後に、私一世羅西町の議会議員の一員でありますから、議会運営上からいうと、非常に世羅町の議会議員さんの代表で出られておられるんですけど、その方々の思いもよく理解できていると思っています。そうしたときに、最終的には議会議決をもってこの合併がなし遂げられるわけですから、やはり議会というものの運営上、できる限り努力はすべきだと思いますし、そうした中で今黒木委員さんが最初言われたように、附帯決議というのがあると思います。基本的に先に私結論言います。今提案されてる文書、すべては原案可決が望ましいと思います。そして、この法定協の全体の意見として注1、注2というんがあると思うんですから、注3にするのか、あるいは附帯意見とするのか、それは方法はいろいろあると思うんですが、当面というフアジーな文字でなしに、要するに合併時における事務所の位置とするという文言をつけ加えることによってどちらの意見も集約できるんじゃないかと思っています。それ以外にどうも手はないんじゃないかな。皆さんの意見を聞いている中で、片方は当面を入れろ、入れることがなぜ難しいのか、この文章の中自体へ当面の2文字を入れるというのは、小委員会あるいは会長の部分へ差し戻しするわけですから、差し戻しっていうことになると大変な作業、皆さんの小委員会の委員自体の進退問題も伴うと思いますから、そういった部分でこの合併協を空中分解をしたくない、であるならば、そういった意見がある中でやはり注3とするか、あるいは附帯意見とするか、例えば当面といういろんな意見があったんですが、再々言うようですが、合併時における事務所の位置とするという中で集約していただいて、本日この意見をまとめていただきたいと私は個人的に思います。

以上です。

○上本会長 意見をまとめえという意見と、またそうは言っても大事に取り扱ええという
ようなことがございますが、この会議、これだけをずっとやっていくわけにはいかない、
私の会議の運営上、正直言えば、中身からもすれば、本日はこの会場はずっと時間は使える
ものだと私は思っておったんですが、この意見が通ってない、あと時間が限られておる
ようでございます。したがって、その時間の中で今回提案させていただいた議案を進めて
いく責任もございまして、こうした一つの時期に、私としてこの取り扱いを決めさせて
いただくことをまずお願いしたいと。というのは、非常に大切な問題であるということ、
そして意見がまだ、そうは言っても文言いろいろございますが、ご意見出たところの中
では相違点もございまして、ただ世羅3町長の一つの意見がまとまって皆さん方にできませ
んでしたんで、そういう意味では私としてはこの時点で確認をするのは非常に難しい立場
になったというように思っております。したがって、世羅の町長さんがおっしゃった世
羅町の特別委員会で決められとる文言を大切にしたいんだという発言は、非常に重要なも
のとして受けとめざるを得ない。そういうことがございまして、次回までに、こういう
ことをどんどんどん重ねるのは余りよくないことではないと思うんですが、しっかり
世羅町の議会また世羅の町長さんとの協議を進めていただいて、次回には必ずこうした今
議論の中でやはり歩み寄っていただくような一つの方向性を、道筋をつけて次の回へ継続
させていただきたいということをご提案させていただきたいと思うんですが、いかがでし
ょうか。

よろしゅうございますか。

はい。

○徳光委員 私も提案させていただいた関係上、今日初めて支所、本所についての提案に
ついて出させていただいた関係で、初めての皆さんとこれについて協議するわけです。先
ほどの町長さんの発言もありましたように、ひとつ是非、1番、2番ぐらいに大切な問題
なんで、いま少し時間をいただいてやっていただければと思いますので、ひとつよろしくお
願いいたします。

○上本会長 その前提として、議会という立場の中で出られとる代表者であられるんです
が、いわゆる提案事項につきましては特別委員会、各町議会は持っていらっしゃると思う
んで、その協議の前段ではやはり特別委員会も小まめに開いていただいて意見の集約を持
って会へ臨んでいただくようなご協力方もここでお願いして、この協議第12号の2につ
きましては継続にさせていただくということにします。よろしく願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 続いて、協議第38号の公共的団体等の取扱いについては、第8回協議会で提案しておりますので、直ちに協議に入ります。

委員の皆さんから何かご意見ございますでしょうか。

寺田委員。

○寺田委員 この2番目に書いてあります統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け、検討が進められるよう調整に努めるというようになっておるんですが、当然のことだろうと思います。ですが、団体によっては補助金等もかかわっておるものもあるかもわからんと思うんですが、そこら辺の公平性といいますか、どのように考えておられるかご質問します。

山口事務局長。

○山口事務局長 寺田委員のご質問に対してご説明申し上げます。

補助金等のかかわりではどうなっているのかということですが、これにつきましては補助金、交付金等の取扱いについてと、本日提案項目の中にありますので、そこで公共的団体等補助金の方向性についてご協議いただくように提案をしているところでございます。

○上本会長 他にご意見ございますが。

豊田委員。

○豊田委員 7ページに書いてありますが、中ほどに、宇津戸地区臭気対策協議会というのが載っています。あれは以前の名称で、4月1日からは甲山町宇津戸下仮屋公害対策委員会ということで正式に規約を決め、監査とか会計とかそういうことをちゃんとして届け出が町へされているということですので、以前のこの提案の名称は正式なものに置きかえていただきたい、このように思いますが。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 豊田委員からご指摘いただきました7ページの宇津戸地区臭気対策協議会につきましては、宇津戸下仮屋公害対策協議会でよろしい——対策委員会、もう一度言います、宇津戸下仮屋公害対策委員会にご訂正をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○上本会長 豊田委員。

○豊田委員 今訂正していただき、訂正していただいたようですが、これが産業関連にな

るかどうか、私は公害対策委員会で、いわゆる地元の住民が長年かかって悪臭対策、悪臭に悩まされてきた。これが今日の宇津戸においても大きな問題で、住民の一大関心事であります。こういう点から、もっともっとしっかりした対策を講じるべきだということで公害対策委員会という名称に変えた。こうなれば、産業関連になるか、あるいは私は公害対策の部類に入って、いわゆる役場においては産業課の関係から町民課の関係になるのではないかと思うんです。これは場所が変わることによってどういう位置づけが変わるかはわかりませんが、当局の方で適当なところへ振り分けをお願いしたいと思います。

次に、福祉生活環境関連のところで、6ページにあります、いわゆる上から2つ目の部落解放同盟甲山支部あるいは3つの団体書いてありますが、これ公共的団体になるのかどうか非常に疑問があります。政府の出している文書等では、民間運動団体というように定義づけていると思うんですが、公共的団体というようにどういう場所に出てきているのか、政府あるいは県ですね、公共的団体につけてるそういう場所はどこにあるのか、そういう文章はどこに出てきているのか。あるいは同和対策のことは既に法律が切れたんですよ。文書の中でも一般対策に移行するということが明言されております。こういう今日の段階に至っては、既に広島県でも県同協あるいは郡同協、そういったものも撤廃をされておるとい段階においては、公共的な団体に位置づけてやることよりも、民間運動団体としてしっかりとみずから自分たちの手でこの運動をしっかりとやっていただいた方がより自主的な活動として強くなっていくのではないかと。いつまでも公共の補助金などを出して擁護すべきものではない、このように考えるんですが、いかがなものでしょうか。

○上本会長 事務的な答弁を求めます。

山口事務局長。

○山口事務局長 豊田委員のご質問にお答えをいたします。

6ページの部落解放同盟広島県連合会甲山支部、世羅支部、世羅西支部について公共的団体で上がっているがどうなのかということがまず1点ございました。これについては民主団体で整理をしております。これはこの提案時にも説明しましたが、公共的な活動を営むすべてこれらに含まれる法人たるか否かを問わず、公共的活動を営むものというものが公共的団体等ということになっておりますので、民主団体の中でも公共的な活動が営まれておればここに上げておるということでございます。

ここでの調整で、ここに上げている各種団体なんですけども、公共的団体なんですけど、ここでの協議の大きな調整の中身というのは、ここに提案がありますように、新町の一体

性を確保するため、それぞれ実情を尊重しながら総合または再編の調整に努めるということで3つの方向性で協議、確認をいただきたいということで、その資料として5ページから整理をした公共的団体等を掲示しているということでご理解をいただきたいということです。

○上本会長 豊田委員。

○豊田委員 公共的団体にふさわしいかどうかという中身の問題も検討されておるかとは思いますが、例えば最近でも暴力団対策で暴力追放県民大会、追放町民大会、3町に広げたいという希望があるところですが、こういういわゆる暴力団は人の人権を無視する、一番ひどいのは戦争ですが、人の命も奪う、脅す、物をとる、およそ人権を否定する団体が暴力団です。この暴力団に対して、暴力追放の運動に対して、先ほど挙げた団体がどのように協力をしているか。暴力追放町民会議の中にちゃんとして構成団体に入って、人権を守るという立場で一生懸命やっているかどうか、ここは試金石だと思うんです。甲山町の場合、これが問われている。そののところがしっかりと当局は調べてここに挙げとるんか。それを関係者はご答弁ください。

○上本会長 田原幹事長。

○田原幹事長 ご質問の今の再度支部の、特に甲山町での昨年暴力追放大会への参画の状況でございますが、昨年においては、町の甲山町では甲山町が町内にいわゆる助成してる団体等へこういった協力を呼びかけております。そういった中でも、この再度甲山支部の方へも呼びかけを行いましたけれども、昨年の場合、参画していただく結果にはなっておりません。しかし、本年度もそういった取り組みがある中では、呼びかけを同じようにしていきますし、そういった中では年々重なるこうした大会への住民意識というもののかかわる中では、できるだけそういった補助を出している団体で、とりわけて全部が協力してあげようという中でもその支部のいわゆる人権を訴える団体としては、当然参画していただくように、本年度もその呼びかけの中では徹底を図っていきたいという姿勢で思っております。

○上本会長 他に発言ございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようですから、公共的団体等の取扱いについては、ご確認いただいたということよろしいでしょうか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

確認ができないということですか。

確認ができないという意見を述べていただかないと難しいのではないかと思います。

○豊田委員 先ほども質問の中で申されましたが、人権を守る一つの団体として運営されている団体だと思いますが、例えば暴力追放、そういった町民会議などのいわゆる住民がこぞって参加する、そういう意義ある大会等に人権を守ると言って運動している団体が参加をしない、その長も参加しない、こういう団体を公共的団体に扱うことにはいささか異議があります。まして、後から出てくるそういったところに補助金を出すと、そういうことにも町民の間から大きな批判があることは、私が言うまでもありません。そういうことをしっかりと皆さんは肝に銘じていただきたい。うやむやにすることなく、そういう点はちゃんとしていくべきだと、こういう立場からそれには異議があるということを発言しておきます。

○上本会長 はい。そういうことを含めて新町の一体性を確保するために、それぞれの実情を尊重しながら統合、または再編の調整に努めるという、そこらで調整をしていくということで確認だけはさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 はい、ありがとうございました。

それでは、このことにつきましては確認させていただきました。

続いて、協議第39号の保健衛生の取扱い（その1）についても第8回協議会で提案しておりますので、直ちに協議に入ります。

委員の皆さんから何かご意見ございますでしょうか。

ありませんか。

寺田委員。

○寺田委員 24ページですが、それぞれ各地方に食生活改善推進員なり、母子保健推進員、健康づくり協議会とか、いろいろ推進員がおられますけども、それぞれ任期が違っておるんですが、これらの扱いについて、合併が来年の10月1日ということになりますと年度の中途になるわけです。これらの任用なり、再任用といえますか、そこらのちょうど合併時の任期切れといえますか、任用といえますか、そういったところについての考え方の基本的なもんがあればお聞かせください。

○上本会長 田原幹事長。

○田原幹事長 お答えします。

すべて前にもまだ話出てません。町議会の議員等も含めて、こういった各委員も合併前に、前日をもって任期が残っていようとも、そこで一たん切れるということになりますので、そっから再編されるということです。

○上本会長 他にご意見。

豊田委員。

○豊田委員 いろいろ各項目たくさんありますが、総じて3町の中の一番いいところに合わせて福祉の後退をさせない。いい条件のもとで合併をしようという努力はされていることには敬意を表します。ところが、この原案でいった場合、大変いいと思うんですが、今の政府の言っている三位一体の問題などからして、地方交付税がどうなるか、地方の財源がどうなるかという点では、非常に不透明な状況にあります。このところで、一体このよくなった福祉のこの中身がいつまでもさきの当面じゃありませんが、当面では困るはずなんでこれは。続けていける財政的な裏づけがとれるのかどうか、試算もされているのか。こういう点ではいささか不安を感じております。こういう点についてはいかがなんでしょう。試算などされて裏づけはちゃんとある、任せておきなさいということになるんでしょうか、お尋ねします。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 豊田委員のご質問にお答えいたします。

いい方向で調整をされているということで、財政的には試算をされているのかというご質問でございますが、この影響額につきましては、前回ご説明を申し上げておりますように450万円の影響額がございます。ここで、協議をいただく中で確認をいただければ、当然その調整方針に従ってその影響額等も財政試算の上では、建設計画では財政計画も作っていくということになっておりますので、当然財政試算の中には組み入れていくという事務的な手続も当然出てきますし、この協議会の場でご協議いただく財政計画というところもございますので、そこでご協議いただくような形になろうかと思っております。

以上です。

○上本会長 豊田委員。

○豊田委員 それでよかろうかと思うんですが、合併だからいいところ尽くめをあわせて住民の賛成を得るという方向、もちろん得にゃいけないと思うんですが、途中でこれは財政

がないからこれは削減していこうとかというような今の政府のようなやり方をとられては非常にいけない。他の合併したところでも最初はよかったが、年々あれは財政がないからといって打ち切りになったりしているところが具体的にあります。こういうことがないようにされなければいけないという点は、確認しておきたいということで質問しました。

○上本会長 田原幹事長。

○田原幹事長 答えします。

当面、今予測される、いわゆる財源を持って今のここの福祉施策がいい方に合わせて見込めるといふところですが、将来にわたってその財源がどう変わるかというのは今後わかりません。しかし、当面の範囲は、先ほど当面ということかどうかは別問題にして、今予測される範囲はそうなのですが、やっぱり社会の経済情勢によっては、今後どうなるかわからないという状況のその時点においては、またそのときの町長あるいは議会の方で議論されて、変更あるいは継続されるといった判断が出るものと思っております。

○上本会長 他にご意見ございますか。

松村委員。

○松村委員 世羅町の松村です。12ページの総合健診の会場についてなんですが、甲山町、世羅西町は会場いろんなところでしておられるんですが、世羅町については何年前からか、随分前は各地区でしとられたのが、どういうことからか、保健福祉センター1カ所だけに今なっているんです。それで、これから高齢化社会になっていくのに、バスは回らんかもしれないんですが、やはり遠くなると行きづらいつかというようなことがあると思うんです。そういうサービスがなくならないように考えていっていただきたいと思えます。

○上本会長 栗原部会長。

○栗原福祉生活環境部会長 福祉生活環境部会長の栗原でございます。今お尋ねの総合健康診査事業の会場の問題というふうな受けとめをさせていただいたわけですが、ここに記載してありますように、事業については、世羅町の例を基本に統一をすることとさせていただきます。基本にというところが非常に意味のあるところだと思いますが、それぞれの地域の実情等もかんがみなければいけない問題もあるかと存じますので、今後確認以降に具体的な事務レベルで事前の調整は十分に対応すべきことと考えております。

以上でございます

○上本会長 他にご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようですから、保健衛生の取扱い（その1）については、ご確認いただいたということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ありがとうございます。

続いて、協議第40号の人権対策の取扱いについては、第8回協議会で提案のみとしておりますので、まず質問を受けた後に協議に入りたいと思います。

委員の皆さんから何かご質問がございますでしょうか。

豊田委員。

○豊田委員 いわゆるこれまでも小地域学習会、そのほか精力的に行政当局はやってこられたと思います。私どももいわゆる小地域学習会等にも参加したこともあります。もう長年やられておるので、住民の方ももうええかげんにしてくれという言葉が非常に多いんですね。いつまでも行政主導のやり方では、いわゆる民間的発想というか、地についたというか、盛り上がってくるような状況にないと思うんです。どんどんとサークルなどが作られて、自主的にいろんな勉強ができるようなことを育てるように行政当局はすべきではないか。いつまでも牽引者になって、ついてこい、ついてこいというやり方のように見受けられます。もう長年やられたので、もうここらは方向を変えて住民主導でいけるようなやり方に変えていくべきではありませんか。どうもこの提案ではそれが見えないということですが、いかがでしょう。

○上本会長 豊田委員、先ほども申し上げましたように、今質問を受けてございます。今豊田委員の発言は、次に質問の後に、意見として意見を求めて協議に入っていく段階だというように思いますが。会議の運営上、一応後、答弁させていただきます。一応、質問を先に受けたいと思います。

石岡委員。

○石岡委員 同和対策関係の貸付事業のことについて、ここへうたってあるというか、合併翌年度から一般対策事業に、もしくは廃止するとなつとるんですが、先般府中市の教育委員会の貸付事業のことが新聞に載っておりましたんですが、貸し付けがかなり焦げついとると。それから、途中で決済せずに免除したというような、その書類も不明になつとるんが多くあるというような、これから徹底的にやっつかねば、回収するんだというようなことが出とったんですが、3町におかれて、貸付事業において焦げつきがどのぐらいあ

るのか、どうなのか。府中市のは新聞に出ったんですが、3町においてどのようななつとるかということが答えられれば答弁していただきたいと思います。

○上本会長 田原幹事長。

○田原幹事長 まず、甲山町の状況をお答えします。

甲山町の場合は、償還についてはすべて返還されてまして、滞納はございません。

○上本会長 金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 世羅町であります、貸付事業の部分について、一部延滞になっているところがございます。これについては、担当をして精力的に対象者の方へ対応しとるという状況であります。

○上本会長 今田副幹事長。

○今田副幹事長 世羅西町の場合は、今延滞はありません。

○上本会長 よろしいですか。

他に質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 はい、質問がないようでございますので、それではこのことについての協議に入りたいと思います。

先ほど豊田委員のご意見ございましたので、そのことについての答弁を行います。

田原幹事長。

○田原幹事長 先ほどの豊田委員のご意見でございますが、もちろんここへ掲げておりますように、今後人権教育及び人権啓発については、推進プランを策定するとなっております。この推進プランを策定する、考える基本の中にも今言われた意見、住民自発的にできるような、いわゆる行政としての啓発の仕方、こういったものも盛り込むべきであるというふうな考えは当然あると思います。もちろん、ここへ載せとる人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、あるいは県の示しております人権教育啓発指針、これにのっとり町の新しく新町の推進プランを策定すべきであって、当然住民の方の自発的な人権に対する活動というものは、当然あってほしいということを願っての推進プランであろうと思います。

○上本会長 他にご意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようですから、人権対策の取扱いについては、ご確認いただいたという

ことよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 はい、ありがとうございます。

トイレ休憩等の要望ございますか。よろしいですか、続けても。はい。

それでは、続いて協議第41号の商工観光関係事業の取扱いについても、第8回協議会で提案のみとしておりますので、まず質問を受けた後、協議に入りたいと思います。

委員の皆さんの中から何かご質問ございますでしょうか。

ここで事務局の方が説明があるそうです。事業に対しての影響額について、山口事務局長が説明申し上げます。

○山口事務局長 28ページの提案の中の3項目めにございます企業活性化補助金交付事業については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぐ。ただ、新町においては、企業活性化と雇用促進を図るため、合併翌年度に世羅西町の例を基本に新たに定めるという、こういう調整案でございます。

調整内容の資料でいきますと、31ページを見ていただきますと、企業活性化補助金交付事業というのが、これが世羅西町でされている現在ある事業の中身でございます。常時雇用者1人につき10万円を企業主に対して出しているという雇用促進、企業活性化、そういう観点から行われている事業でございますが、これを基本に、世羅西町の例を基本に新たに定めるという提案でございますが、この影響額でございますが、新町になりますと280万円ぐらい影響額があるであろうということでございます。

以上で説明を終わります。

○上本会長 追加説明させていただきました。

質問がございましたら、発言ください。

質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 質問がないようでございますので、これから委員の皆さんのご意見を賜ります。

ご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ご意見もないようでございますので、商工観光関係事業の取扱いについてはご確認いただいたということよろしいでしょうか。

ありますか、井口委員。

○井口委員 現在、商工会の合併については、各3町の町長さんに陳情書が出てるかと思うんですが、18年ということで合併ということを一応うたってるわけで、と申しますのが、商工会にも3割の財源、3割の県補助金ということで、財源が非常にないところがありまして、特に職員を抱えとるわけです。その職員の問題等ございますんで、早急にそれが解決しないというようなところがあるわけで、そこらあたりが県と今調整、協議、またいろんな指導があつとるわけですが、それで1町に1つの商工会ということになってきますと、3つの商工会が1つになりますと、職員が、経営指導員が5名置くところが今県の方針でいきますと3名になるわけですね。局長が3人おるのが1人になりますね。そうすると5人、それに経営指導員とか補助員とかというところを合わせますと、それがまた全体的に減ることになります。そういうところで、補助金についてもその現状どおりとかというふうに非常に今協議中というところでちょっと進んでないというところがあるろうかと思うんですが、それに十分ご配慮いただきたいと思っております。

○上本会長 はい、井口委員、すぐここでそのことに対してお答えが難しいんで、承ったということで、3町の町長承ったということで、その程度にさせていただけばいいんですが。

はい、ほかにご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようですから、商工観光関係事業の取扱いについては、ご確認いただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

続いて、協議第42号の建設関係事業の取扱いについても、第8回協議会で提案のみとしておりますので、まず質問を受けた後、協議に入りたいと思います。

委員の皆さんから何かご質問ございますでしょうか。

黒木委員。

○黒木委員 36ページでございますが、町道についての一級、二級というふうなことで現況が基準が甲山、世羅、世羅西というふうに違うんですけども、ここに書いてあります一級、二級というのは甲山、世羅、世羅西で、これは共通なんでございましょうか。同じ尺度でできておる町道の基準なんでございましょうか。

○上本会長 龍田建設部会長。

○龍田建設部会長 ただいま町道の認定基準で3町の認定基準についてでございますが、

町道といいますと、道路法に規定された一般の交通に供する道ということでございまして、ほかに国道とか県道とか、高速道路等を含めた道路として町道が位置づけられておるわけですが、この基準につきましては、各町それぞれ独自の認定基準を持ちまして、議会の議決を得て認定されとる路線でございます。

以上でございます。

○上本会長 他に質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 質問がないようでございますので、これ以後協議に入らせていただきます。ご意見ございますか。

黒木委員。

○黒木委員 生活道路舗装事業でございますが、37ページでございますか、甲山町の場合、地元負担が20%あります。他はないようでございます。それから「福祉のみち」38ページですが、これは事業そのものがない町、甲山町ですね。そのように、3町間に違いがあるわけです。制度的に見て、甲山町の整備が結果的に遅れているのではないかなというようにも言えるんじゃないかと思うんです。今ちょっとお尋ねしました舗装率を見ますと、36ページに舗装率があります。それぞれ一級、二級、現行では独自のもので基準が違うんだというようなお話でしたので、一概に比較できないんですが、甲山町の場合、一級、二級とも他町に比べて舗装率が低いというようなことがうかがえるわけです。

それで、短絡的に言えば、甲山町の住民が今までは制度上、不利を見ていたんだというようなことになりましたが、果たしてこれからの時代に地元負担といいますか。受益者負担が全くなくて、やっていけるのかどうか、今後の問題ですね。これは議論のあるところだろうと思います。例えば、福祉の問題、先ほども話がありましたが、高いところへそろえていく、この道路の分については、甲山町の今度は負担をとらないわけでしょうから、もちろん住民にとって負担なしに生活環境がよくなるということはいいことに決まるとるわけですが、しかしこれからの財政状況を見たときに、それでは将来行き詰まるじゃないかと。だから、例えば甲山が10の予算で地元負担2を取るとるわけですから、合わせて12ですよ。12の事業ができるわけです。ところが、世羅町、世羅西は10で10の仕事をしとるわけですから。こうしたときに、今後とも受益者の負担は一切なしでやっていくということがいいんだろうかどうか。これは何もこの建設関係事業だけでなく

て、さっき福祉問題、いいならいいところへそろえりゃいいじゃないかという、こういう議論があつて、また言うようですけど、前回議長の方から説明の予備資料をつけて出してくださいというような話もございました。今回、またこれでどれだけ金が要るのか。現状では、どれだけの平年度予算を使っているのか。これをやったらどれだけ増えるのかというような説明もございません。どの程度の経費の負担の増になるかお伺いしたいわけです。

そこで、この部会や幹事会において、先ほど私が申しました、これは住民にとってはせつかくいいことをやろうという調整なんで、私がマイナスのような発言をするということ是非常に恐縮なんですけど、しかしそういうことも含めて、これからはやはり受益者負担も若干いただく時代があるんじゃないかということについても含めてそういうような議論をなさったんかどうか。何遍もいつも言うんですが、とにかく給付については高いところへそろえると、調整をしていくというふうな傾向に思いますので、お尋ねした次第でございます。

○上本会長 龍田部会長。

○龍田建設部会長 ただいまの生活道「福祉のみち」町単独事業の取扱いについてのご質問でございました。制度的に見まして、各町がそれぞれ政策的と申しますか、今まで道路に対する取り組み方の微妙な経緯の違いというのがございまして、こういうふうな負担等の相違が出てきておるわけでございますが、新しい町では専門部会ではそういう政策的な判断も各町の経緯を尊重しながら、できるだけ地元の方の要望にこたえられるようにという方向性を模索しながら一定の方向性として、甲山町、世羅西の例を基本にという、翌年度から制度を統一するというような専門部会での議論が進んできたわけですが、これからの時代に受益者負担なしでやっていけないのかと、そういう議論も当然ございました。そういう中で、そういうものを含めて、世羅町、世羅西町の例を一定の指標として翌年度から制度を統一するというような方向で議論が進んできております。

それから、制度的でございますが、現在の甲山町につきましては、生活道舗装整備事業に関しましては、甲山町では平成9年度まで事業を実施しておりまして、以降は制度調整ということで制度のみ残しておると。世羅町につきましては、平成13年度をもって事業を休止しておるというような状況で、再開も含めて世羅町でも検討されております。世羅西町につきましては、現在実施をされておるという状況でございます。

金額的な面につきましては、甲山町につきましては過去10年間の実績をもちますと、81件対応されておられまして、概算で申し上げますが、工事費が5,746万7,00

0円余りと、世羅町におきましては182件の1億237万7,000円余りと。世羅西町におきましては、生活道舗装及び「福祉のみち」を取り組んでおられますが、概算で235件余りで事業費は6,474万6,000円余りの事業費ということで取り組みをされております。

それから、これからの事業等につきましては、限られた財源の中で対応させていただくことになると思いますが、一定の優先順位をつけられて対応していくようになるのではないかと、そういうふうを考えております。

以上です。

○上本会長 よろしいですか。この分野については、財政的な影響額が算定するのが非常に難しいというのが事務方ではあったということは聞いておるんですが、それで資料として出してないということなんです。

田丸委員。

○田丸委員 世羅西町の田丸です。建設関係事業の取扱いの分でご質問します。

国土調査法の地籍調査の結果が出ておりますが、甲山町、世羅町さんがまだ完了すべてされてない。世羅西町は全部完了させているというふうになっておりますが、43ページのところですが、統合時までに、合併するまでにおおむねどのぐらい完了される予定なのか、計画があるのか、お聞きしたいんですが。

○上本会長 田原幹事長。

○田原幹事長 甲山町の場合ですが、ここへありますように、現在全体が95.63キロ平方メートルに対して71.98キロ平方メートルですが、本年度山林部を計画しております、山林部が2.38キロ平方メートルを予定しますので、まだ完了はまだ数年はどうせかかるという状況でございます。

○上本会長 金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 世羅町でありますけど、ここへ記載しておりますとおり、平成32年までの予定であります。まだ相当数が残っておりますので、こういった長期にわたることです。

○上本会長 田丸委員。

○田丸委員 合併までに何h a 終わるのかということをお聞きしたかったんですが。

○上本会長 田原幹事長。

○田原幹事長 先ほどの率といいますと75%を予定されてます。

○上本会長 金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 世羅町でありますけど、現在の進捗率が61%程度であります。今年の予定が2平方キロですか、といったような状況でありますんで、まだ当分かかるという状況であります。

○上本会長 はい、ほかに質問ございませんか。

失礼しました。意見がありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 はい、ご意見ないようでございますので、建設関係事業の取扱いについてはご確認いただいたということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ありがとうございます。

続いて、協議第43号の平成14年度世羅郡三町合併協議会決算認定について、事務局より説明いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 資料44ページをお開きください。

協議第43号平成14年度世羅郡三町合併協議会決算認定について。

平成14年度世羅郡三町合併協議会決算認定について提案する。平成15年6月25日提出。世羅郡3町合併協議会会長上本仁志。

平成14年度世羅郡三町合併協議会決算認定について。

平成14年度世羅郡三町合併協議会歳入歳出決算を別紙監査委員の監査報告をつけて認定に付するというので、45ページをごらんください。

平成14年度世羅郡三町合併協議会歳入歳出決算書で、歳入でございますが、当初予算額3,000万1,000円、現計予算額が1,500万1,000円、歳入決算額1,500万83円、歳出が当初予算額が3,000万1,000円、現計予算額1,500万1,000円、歳出決算額1,087万3,353円、歳入差引残額が412万6,730円で、これは平成15年度への繰り越しということでございます。

次が46ページでございます。

平成14年度の世羅郡三町合併協議会歳入決算書。

1款負担金、1項負担金で予算現額1,500万円、調定額1,500万円、収入済額1,500万円で、予算現額と収入済額との比較ではゼロでございます。

3 款諸収入、1 項預金利子、予算現額 1, 0 0 0 円、調定額 8 3 円、収入済額 8 3 円、比較は△マイナスの 9 1 7 円でございます。歳入合計が予算現額 1, 5 0 0 万 1, 0 0 0 円、調定額 1, 5 0 0 万 8 3 円、収入済額 1, 5 0 0 万 8 3 円で、比較で 9 1 7 円のマイナスでございます。

平成 1 4 年度世羅郡三町合併協議会歳出決算書でございます。

1 款運営費、1 項会議費、予算現額が 3 1 3 万 6, 0 0 0 円、支出済額が 2 2 6 万 6 8 1 円で不用額が 8 7 万 5, 3 1 9 円でございます。予算現額、支出済額との比較も同じでございます。

2 項事務費が 4 5 6 万 6, 0 0 0 円、支出済額が 3 4 2 万 8, 9 3 0 円で不用額が 1 1 3 万 7, 0 7 0 円でございます。比較も同じでございます。運営費全体で 1 款運営費全体でございますが、7 7 0 万 2, 0 0 0 円の予算現額で支出済額が 5 6 8 万 9, 6 1 1 円、不用額が 2 0 1 万 2, 3 8 9 円となっております。

2 款事業費、1 項事業推進費で予算現額 6 0 0 万円、支出済額 5 1 8 万 3, 7 4 2 円、不用額が 8 1 万 6, 2 5 8 円で比較は同じでございます。

3 款予備費、1 項予備費 1 2 9 万 9, 0 0 0 円、不用額として 1 2 9 万 9, 0 0 0 円でございます。歳出合計が予算現額 1, 5 0 0 万 1, 0 0 0 円で支出済額は 1, 0 8 7 万 3, 3 5 3 円、不用額が 4 1 2 万 7, 6 4 7 円、比較で 4 1 2 万 7, 6 4 7 円となっております。

次が 4 7 ページが明細書でございます。歳入決算事項別明細書ということで、1 款負担金、1 項負担金、1 目負担金でございます。補正後の予算現額は 1, 5 0 0 万円で負担金が 1, 5 0 0 万円、これはそれぞれ 3 町から 5 0 0 万円ずつの負担金で 1, 5 0 0 万円となっております。

3 款諸収入、1 項預金利子、1 目預金利子ですが、予算現額は 1, 0 0 0 円で預金利子 8 3 円の収入済額でございます。歳入合計が 1, 5 0 0 万 1, 0 0 0 円の予算現額に対して、調定額 1, 5 0 0 万 8 3 円、収入済額 1, 5 0 0 万 8 3 円ということでございます。

次が 4 8 ページをお開きください。

1 款運営費、1 項会議費、1 目会議費の予算現額は 3 1 3 万 6, 0 0 0 円で、報酬が 2 4 3 万 1, 0 0 0 円で支出済額が 1 8 0 万 5 0 0 円で不用額が 6 3 万 5 0 0 円出ております。ここでの不用額は、大きいわけでございますが、小委員会の開催回数を見込んでいたため、小委員会が月に 1 回開催をされてきたということもございまして、2 回、3 回を見

込んでいたわけですが、それで不用額が出たということでございます。

11 需用費 30 万 5,000 円、支出済額が 22 万 7,895 円、不用額が 7 万 7,105 円でございます。これは会議用のこうした会議のときに使っております。

13 委託料 40 万円、支出済額が 23 万 2,286 円で不用額が 16 万 7,714 円出ております。これは委託料の中の主なものは会議録の委託でございます。

次の 2 項事務費、1 目事務費の予算現額でございますが、456 万 6,000 円、内訳として報償費が 2 万円で支出済額はございません。したがって、不用額が 2 万円そのまま出ております。

需用費が 161 万円、支出済額が 155 万 934 円で不用額が 5 万 4,066 円でございます。ここは、主に事務費ということで、コピー機の使用とかそういったところのものが大きなところを占めております。

12 役務費 25 万円に対して支出済額は 14 万 3,760 円、不用額が 10 万 6,240 円でございます。これは電話とか郵送料の支出でございます。

委託料 92 万円、支出済額が 22 万 290 円でございますが、不用額が 69 万 9,710 円と大きい不用額が出ておるわけですが、これは 3 町の地図を作成するというものの業務委託料として当初見積もりを数社からいただいた中で予算計上し、取り組んできたわけですが、入札の結果、安価になったということでこれだけの不用額が出たということでございます。これは合併協議会委員さんにも地図をお配りしたと思いますが、その地図のことでございます。

次に、使用料及び賃借料でございますが、142 万 4,000 円に支出済額は 135 万 7,200 円、不用額は 6 万 6,800 円出ております。これは、パソコンリース料とか、そういった関係でございます。

18 の備品購入費 34 万 2,000 円で支出済額は 15 万 1,746 円、不用額は 19 万 254 円出ております。それぞれ 1 款運営費の合計でございますが、予算現額 770 万 2,000 円に対し、支出済額が 568 万 9,611 円、不用額が 201 万 2,389 円となっております。

2 款事業費、1 項事業推進費、1 目事業推進費、予算現額 600 万円で需用費が 160 万円の予算に対して 108 万 1,982 円の支出となっております。不用額が 51 万 8,018 円出ておるわけですが、これは合併協議会だよりほか、この協議会を進める上での需用費ということで、印刷費とかそういったものになっているわけですが、できる

だけ3町とも財政的に非常に厳しい中で負担をいただくということもございますので、事務局としても一定の整理をする中で、節約等もしてきた中で不用額が出てきたということもございます。

次に、役務費が20万円の予算額に対して支出済額は4万4,580円、不用額15万5,440円です。これは郵送料でございます。

13委託料420万円の予算に対して、支出済額は405万7,200円、14万2,800円の不用が出ております。ここの委託料はホームページの作成、3町例規策定、新町建設計画、そして新町の名称募集のホームページ等の委託料でございます。

2款の事業費の予算現額600万円に対して、支出済額が518万3,742円、不用額が81万6,258円でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費でございますが、現計予算額129万9,000円で、充用等がございませんので、そのままが不用額となっております。歳出合計が1,500万1,000円の予算現額に対して、支出済額は1,087万3,353円、412万7,647円の不用額が出ております。繰り越しの主なものは、会議費の報酬、事務費の委託料、事業推進費の需用費と、そして予備費であるということでございます。

この繰り越しが出たものは15年度へ繰り越しをさせていただきまして、合併協議会の方でその経費といいますか、各町でもそれぞれ財政の厳しい中でございますので、一定程度この繰り越しを送ることによって協議会の方で予備費ということにさせていただければということと考えておるところでございます。

以上です。

○上本会長 続いて、決算につきましては監査委員より平成14年度世羅郡三町合併協議会歳入歳出決算書の会計監査を受けておりますので、監査委員により監査結果の報告をお願いいたします。

○橋本監査委員 失礼いたします。甲山町の橋本でございます。3名の監査委員を代表しまして報告をさせていただきます。

去る6月5日の13時30分から、事務所のあります広島県尾三地区の甲山分室におきまして、その会議室におきまして平成14年度、いわゆる昨年の10月1日から今年の3月31日までの監査をいたしました。

当日は事務局長の立ち会いのもとに、若干説明を受けながら監査委員3名全員出席のもとに監査をいたしました。その内容につきましては、49ページに示しております報告書

を朗読をもって報告にかえさせていただきます。

平成15年6月5日。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志様。世羅郡三町合併協議会監査委員野曾原文男、橋本武生、田中修三。

平成14年度世羅郡三町合併協議会会計監査報告。

平成15年6月5日平成14年度世羅郡三町合併協議会会計監査を実施したところ、会計は世羅郡三町合併協議会規約及び財務規程の定めるところにより適正に処理され、関係諸帳簿並びに証拠書類を照合検査したところ、違算なく正確に処理されているものと認めました。

以上、報告を終わります。

○上本会長 ありがとうございます。

以上が協議第43号の説明並びに監査報告をいただいたわけですが、このことに対して質問、ご意見がございますでしょうか。

はい、寺田委員。

○寺田委員 先ほどの説明で大体不用額等も説明があったんですが、いかにいうても1,500万円ぐらいの予算でもって約30%の不用額が出ると、四百何万円の不用額が出るということにつきましては、もう少し予算を編成するときに、もう少し精査をされて、不用額がなるべく出ないような方向で今後臨んでいただきたいというように思います。と同時に、各町からの負担金が500万円ずつ入っております。この数字からいいますと、端的に言いますと、各町からの負担金は400万円ずつでえかったんだらうかというようにも思います。

それと同時に、各町におきまして、大変財政的にも厳しく、この前の事務局の方からも合併協議会だよりというのを送っていただきましたが、この表を見ますと各町とも歳入の30%前後が借入金と基金の取り崩しです。で、私一番心配しとるのは、合併当初に基金がどのくらいになるんだらうかというのも心配しとるところです。ということ等もありますので、協議会の方の予算の方も精査をしっかりとられて、できることなら町からの持ち出しも少ない方がいいわけですので、一般財源でもありますし、予算編成に当たっては厳しく対応をお願いをしたいというように思います。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 寺田委員のご意見に対してお答えをいたします。

1,500万円のうちの3分の1に当たる400万円程度の繰り越しが出るというの

は、もう少し予算を精査してすべきではないかという、こういうご意見でございますので、補正もかけさせていただいたときもご説明を申し上げましたが、合併協議会の会議そのものがどの程度要るかということの見込みの中で先ほども説明しましたが、数社から見積もり等も寄せながら一定の予算編成はしたところなんです、こうした形で不用額が出たということにつきましては、今いただいたご意見を十分踏まえ、予算編成等にも充てていきたいということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○上本会長 豊田委員。

○豊田委員 先ほど質問でもありましたが、各町議会でも1,000万円の負担を承認してきましたよね。ところが、これが40%出せばそれでも余るというような状況では何のための1,000万円だったかということ町民から聞かればその責任を問われることになります。当時は、それにまことしやかな説明があつて、賛成をしてきたと思ひます。決算においてこういう状況でありまして、その節約をしたから余つたというような中身も多少ありましたが、それはそれとしてええことですが、予算を立てるときにもっと厳密に立てていただきたい。そのために、県の方も指導に入つておられるんじゃないか。あるいはこの後、監査委員の報告では計数が正しく正確にされたということだけに終わっていますが、しっかりこの中身としては指導されておられると思うんですが、この文言に書いてないので、されてなかつたのかもわからんですが、そのところは監査委員はいかがですか。

○上本会長 橋本監査委員。

○橋本監査委員 監査は今回初めてで、14年度の内容については1回だけですので、指導するとかというようなことは、そういう時期はございません。ただし、事務局長が説明しましたように、できるだけの節減をしてきたということについては、うなずける点がありました。その程度にして、今後はこういうようにしなさい程度のことは申しましたけども、豊田委員がおっしゃるような具体の指導はいたしてありませんが、予算を執行する上で適正な予算計上はされていたものと思ひます。

○上本会長 他に質問、ご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようですから、平成14年度世羅郡三町合併協議会決算認定についてはご確認をいただいたということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 はい、ありがとうございました。

それでは続いて、協議第44号第10回世羅郡三町合併協議会の日程について、事務局
長より説明をいたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 50ページをお開きください。

協議第44号第10回世羅郡三町合併協議会の日程について。

第10回世羅郡三町合併協議会の日程について提案する。平成15年6月25日提出。
世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

第10回世羅郡三町合併協議会の日程について。

第10回世羅郡三町合併協議会は、次のとおり開催する。

日時、平成15年7月23日水曜日、午後1時30分。場所、せらにしタウンセンタ
ー。

以上が提案でございます。

○上本会長 以上が協議第44号の説明です。何か質問、ご意見ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようですから、第10回世羅郡三町合併協議会日程についてはご確認い
ただいたということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ありがとうございます。

ここで休憩をとりたいと思います。5時15分まで休憩いたします。

午後 4時55分休憩

午後 5時15分再開

○上本会長 それでは、おそろいのようにございますんで、休憩を解いて協議に入りたい
と思います。

続いて、次第3の(4)の提案事項に移ります。

提案事項につきましては、本日は提案内容の説明と質疑のみを行い、協議決定は次回の
協議会で行っていただくこととなります。

それでは、協議第24号の2一部事務組合等の取扱い(その2)について、事務局より
説明いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 お手元の資料51ページをお開きください。

協議第24号の2一部事務組合等の取扱い（その2）について。

一部事務組合等の取扱い（その2）について提案する。平成15年6月25日。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

一部事務組合等の取扱い（その2）について。

1、世羅甲山久井斎場組合及び世羅西町大和町環境整備組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新町において合併の日に新たに加入する。

2、株式会社セラアグリパークについては、その出資金を新町に引き継ぐ。

3、財団法人せらにしいこいの広場協会については、その出資金を新町に引き継ぐ。

4、土地開発公社については、合併の日の前日をもって甲山町土地開発公社を解散する。新町において世羅町土地開発公社の定款を変更し、新町の土地開発公社とするという提案内容でございます。

52ページは、斎場の運営に係る一部事務組合である世羅甲山久井斎場組合と世羅西町大和町環境整備組合の調整内容でございます。組合の名称から執行機関までを掲載しております。

ごらんのとおり、世羅甲山久井斎場組合については、関係町は世羅町、甲山町と久井町でございます。世羅西町大和町環境整備組合については、関係町は世羅西町と大和町でございます。現在、この2つの組合があるわけです。ここでの調整は、同じ目的により共同処理事務をしている組合が新町に2つ存在するということになり、調整することになりますが、関係町もそれぞれ新町合併を施行されており、関係町との調整に時間を要することから、世羅甲山久井斎場組合及び世羅西町大和町環境整備組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新町において合併の日に新たに加入するという案でございます。

53ページは、第三セクターの調整内容でございます。

第三セクターとは、地方公共団体が出資出捐を行っている商法や民法による法人でございます。

ごらんのとおり、世羅町に株式会社セラアグリパークがございます。業務開始は、県民公園と一体的に事業を推進されることから平成14年11月1日に設立し、平成18年4月1日の事業開始に向けて現在準備が進められているところであります。資本金は1,5

00万円で、出資団体及び出資割合については、世羅町が出資割合51%で765万円、小西酒造株式会社が出資割合34%で510万円、株式会社ダイナックが15%で225万円となっております。代表者、役員総数、社員数はごらんのとおりでございます。事業目的は、世羅町からの農業公園の管理運営受託を初め、ほか7点がございます。

事業内容は、広島県が整備する世羅県民公園と隣接し、一体的に整備する農業公園、ワイナリー、レストラン、ファーマーズマーケットの維持、管理、運営を行うことにより、新たな農業振興と観光産業の活性化を図るというものでございます。

会計年度は、初年度は11月1日から6月30日となっており、次年度以降は7月1日から6月30日となっております。ここでの調整は、株式会社セラアグリパークについては、現在出資している出資金を新町に引き継ぐという案でございます。

続いて、54ページは財団法人の調整内容でございます。

世羅西町に財団法人せらにしいこいの広場協会がでございます。業務開始は昭和50年7月で、法人化したのは平成2年12月20日からとなっております。資本金3,000万円 で世羅西町が出資割合100%で出資しているものでございます。代表者、役員総数、社員数についてはごらんのとおりでございます。

事業目的は、青少年野外活動施設の提供で、事業内容にありますようにオートキャンプ場を初めとする施設の提供なり、クアハウス、レストランの運営をしているものでございます。

会計年度は4月1日から3月31日となっており、施設管理委託料として平成14年度に1,300万円を支出しておりますが、世羅西町においては計画的な縮小を図るべく現在調整がされているところでございます。ここでの調整は、財団法人せらにしいこいの広場協会については、現在出資している出資金を新町に引き継ぐという案でございます。

続いて、55ページは土地開発公社の調整内容でございます。

ごらんのとおりに、甲山町と世羅町に土地開発公社がでございます。この土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された法人でございます。甲山町土地開発公社と世羅町土地開発公社の現状をそれぞれ掲載しております。業務開始については、甲山町土地開発公社が昭和48年3月28日で、世羅町土地開発公社は昭和63年5月2日となっております。

資本金については、甲山町土地開発公社が100万円、世羅町土地開発公社が500万円となっております。それぞれの町が100%の出資割合で出資しております。代表者、

役員総数、事務局についてはごらんのとおりでございます。

事業目的は両公社とも同じでございます。平成14年度末の主な財産について、預金、土地、借入金で掲載をしております。世羅町土地開発公社の借入金は、農業公園予定地の先行取得によるものでございます。

会計年度は、それぞれ4月1日から3月31日となっており、平成14年度における行政支援額については、世羅町土地開発公社へ15万円がされております。

ここでの調整は、新町における土地開発公社の数については、法律上の制約はありませんが、業務内容の同じ公社が複数存在することは、業務の一体性の確保と効率的な運営を図る観点から調整が必要となり、土地開発公社については合併の日の前日をもって既に業務が終了している甲山町土地開発公社を解散し、新町において世羅町土地開発公社の定款を変更し、新町の土地開発公社とするという案でございます。

以上で提案説明を終わります。

○上本会長 続いて、(株)セラアグリパークについて机上配付しております内容につきまして、世羅町の金尾副幹事長より説明いたします。

金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 それでは、資料に基づきまして農業公園の経緯等について一定の説明をさせていただきますと思います。

世羅町権現山地区に建設される県民公園、農業公園の事業経緯についてご報告させていただきます。昭和50年度から平成9年度まで、当地域では国営広島中央台地農地開発事業が行われてきました。開発後の世羅大地の活性化策、土地と国営について論じる中で、平成7年3月に広島中央アグリリゾート構想がまとまり、開発残地の活用方策として地域の基幹産業である農業を核とした地域活性化構想がそれぞれ指示されたところがあります。その中に、権現山地区に広島中央農業公園整備構想があったわけでございます。以後、その具体化に向けての取り組みとして、関係5町による県知事への要望書の提出、平成7年7月でありますけど、そういった要望書の提出を行う中で、県の予算措置によりまして、基本計画策定の方向が示されました。関係5町了解のもとで基本計画の策定が進められることになったわけであります。それが平成8年6月であります。この時点で施設の運営は地元主体民活の条件が提示されておるところであります。県における基本構想の策定は進められましたが、事業の具体化に当たりましては、農水省サイドの予算から建設省サイドの予算に振りかえられたということで、都市公園、県民公園として整備される方向

となったわけでありませう。

県民公園の誘致につきましては、県内の各自治体が要望を行う中で、197カ所の候補地が県内から挙がりました。この中から7つの候補地に絞られ、そして2候補地に絞られてきました。その中の一つの候補地が世羅町の権現山地区でありました。県のほぼ中央に位置すること、フライト・フルーツロード、あるいは松江尾道線の横断道路等、広域道路網による交通の利便性、施設観光農園との連携の集客数の増加などが選定要件として加味されたというふう聞いております。

先ほども申しましたとおり、広島県知事の条件として基幹施設については広島県が整備をしましょう。そして、その他は地元が負担ということですが、施設の運営は地元主体での民活でとの条件がありました。そういった中で、世羅町では県民公園の誘致の取り組みとして民活導入による農業公園の整備構想を策定し、民間との折衝を行ってきたところであります。結果、平成11年3月に知事立会のもとで株式会社ダイナックと交流施設整備協力協定書の調印を行ったところであります。県民公園の誘致に積極的に対応してまいったところであります。

以降、農業公園整備交渉に基づきまして、民間との協議を進めてまいりましたが、参画企業を取り巻く状況等の変化により、民間の枠組みを余儀なくされたときもありました。現在の小西酒造と協議を開始し、平成14年4月、小西酒造、ダイナック、世羅町の3者に広島県及び三井物産の立会を得まして、農業公園の維持、管理、運営に関する協定書を締結したところであります。

この間、県民公園事業につきましては、民活枠組みの遅れ等により事業着手が先送りされた経緯があります。農業公園の具体化が事業全体の進捗状況に大きく影響を与えたというところであります。小西酒造、ダイナックとの枠組みの決定に一定の前進はしたところであります。さらに県民公園事業推進の具体化に対して求められたものは、農業公園の管理運営主体の確立でありました。セラアグリパークは、こういった求めに対して平成14年11月1日に設立をしたものであります。このことによりまして、県民公園事業の進捗は一気に加速し、現在に至っているという状況であります。

2ページ目で県民公園についてとありますけど、最後のカラーコピーを見ながらお聞きいただければと思います。

県民公園の範囲につきましては、カラーコピーで見ますと右側の上の冒険の森、それから中央のふれあいの広場、それから左上側の自然生態の里、こういった3つのゾーンから

できております。当面、このふれあいの森を行っていくという計画であります。

農業公園につきましては、右下といいますか、駐車場と交流のまちというのが調整地であろうと思いますが、そのところが農業公園部分であります。来られた人には境があるわけではありませので、どこが農業公園でどこが県民公園でというふうなことはわからないと思います。農業公園の部分については、赤の実線で囲っておる範囲が農業公園の範囲であります。残りはほとんど山林でございます。

県民公園につきましてはですが、目的として世羅高原の持つ魅力ある風土の下で県民の安らぎ交流拠点を基本テーマに地域交流や自然との触れ合いを通じ、心身をいやし、リフレッシュできる公園として整備する。さらに、隣接する農業公園及び近隣に集積する既存観光施設とのネットワークを構築することに地域産業の振興に寄与するといった目的であります。事業概要でありますけど、都市公園として整備されるわけでありましたが、全体が64ヘクタール、うち1期分として23ヘクタールが施工されます。年間利用者数でありますけど26万人の想定されております。施設の概要として、下の方に括弧書きで書いておりますけど、1期工事として23ヘクタール、ふれあいの広場、施設面につきましては、そこへ掲載をしておるとおりでありますので、省略をさせていただきます。平成18年春を目標にプレオープンをするということで進められております。

2期工事以降につきましては、自然生態の里20ヘクタール、冒険の森21ヘクタール、これにつきましてはそれぞれ施設名がありますが、供用開始の時期については未定であります。総事業費が74億円と今現在で試算をされております。1期工事分については現在40億円ということで進められておるところであります。

それから、3ページ目ありますが、3ページ目が農業公園であります。先ほども言いましたように交歓の街と駐車場といった整備に1期分で行う予定であります。目的としましてナシ、リンゴに続く果実としてブドウの生産を行い、これを活用したワイナリーを核とする交流施設を整備する。このことにより、県民公園と郡内の既存観光農園と相互に連携することにより、世羅高原への入り込み客の増加を図るとともに、地域の食材供給や農産物の直販による新たな販路の開拓を行い、新たな農業振興を図るというものであります。

事業概要につきましては、計画面積が20ヘクタール、うち1期分については4.8ヘクタールということで交歓の街と駐車場と調整地、その付近で4.8ヘクタールということになります。年間利用者数は19万人を見込んでおります。

それから、1期工事として交歓の街4.8ヘクタールであります。施設につきましてはそこへ記載をしておるとおりであります。平成18年春を目標に現在取り組んでおるところでございます。2期工事としては、ワインヤード、展望台、遊歩道等の説明がありますが、これについては未定であります。事業費につきましては、1期工事分として約12億円ということで進めております。それぞれ進捗状況につきましては、現在は県民公園、農業公園とも用地の取得を行っているという状況であります。

以上です。

○上本会長 以上が協議第24号の説明を終わります。

これから質問を賜ります。ご質問いただきますことを随時発言ください。

小川委員。

○小川委員 セラアグリパークのことについてご質問させていただきますが、先ほどの説明の中で基幹施設は広島県ということですが、この管理運営の資本金が1,500万円ですが、この運転資金に果たしてその1,500万円がこれに足りるのかどうか、その内訳がわかれば教えていただきたいのと、それから51%、34%というように割合がなっておりますが、株式会社でございますので、株数が額面株幾らかという、恐らく5万円じゃなかろうかと思うんですが、総数は300株でよろしいのか。

それから、この資本金の中の別に現物の出資等があるのかなのか。その3点をお伺いいたします。

○上本会長 金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 まず1点目の管理運営でございますが、県民公園部分についての管理は県が行います、広島県が行います。農業公園部分についての管理運営をアグリパークで行うということでもあります。運転資金等についてでありますけど、当然当初1,500万円に足りるかということではありますが、開業費については、それぞれの民間から出させていただくような収支計画にしておりますので町として開業費云々ということはございません。

それと、株につきましてはおっしゃられたとおりであります、5万円の300株。それから、現物出資についてはございません。

○上本会長 溝上委員。

○溝上委員 このセラアグリパークのいわゆる経営計画といえますか、要するに大体どの程度の時間でどのような長期経過といえますか5カ年計画といえますか、そういうふうないわゆる経営計画というのはどの時点で示されておるわけですか。

○上本会長 金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 当然、経営計画についてはございます。新聞等でもありましたけど、当初から縮小したというふうなことで報道もされましたけど、当然、この経営計画については、それぞれの会社と協議をしながら計画を作っております。1つは、このハード部分を補助金をもって行うという大前提がございまして、その補助金を得るためのことも加味しながら経営計画を作っております。ですから、例えば農水省、中四国農政局でありますけど、その辺等のやりとりの中でより厳しいものを求められてきております、実際。ですから、そういった意味では、経営計画をその時点その時点で参画会社の理解を得ながら変更するということがあります。そうせんと、補助金等で行うという事業でありますので、非常にハードの施設ができにくいと言うたらあれですけど、なかなかそういった面では補助金を活用して事業を行うということで非常に制約があるわけです。それをクリアするような計画ということでも進めておると。

具体的に、収支等についてどうなのかということでありましたら、10年なりの計画はあるわけですけど、それをこの場に云々ということにはならないと思います。一応、経営安定面での試算をしておりますので、そういったところの数値は申し上げることができようかと思えます。

○上本会長 溝上委員。

○溝上委員 いわゆる、これは一つの企業といいますか、営利団体ではないといいますが、やはり稼がにゃやっしていけん団体と思うんで、単年度ごとのいわゆる試算を積み上げていく。要は、ハードで物を作るのに補助金をいただくということでなくして、それはそれとして、その1年間の収支がどうなのかという積み上げがないと、これを第三セクでもどこでもあるように赤字が積み重なってきて動きがとれなくなるというようなことが可能性がないわけでもない。ですから、いわゆる単年度もとの経営の数字の積み上げというのがやはり安定年次までのかなり確実な数字が求められると思うんですが、やはりこういうことも、特にワイナリーあたりというのが非常にどのワイナリーも厳しい状態になっておるんで、そこらもかなりの確実な数字を積み上げていただいたものを示していただけたら議論がしやすいだろうと思います。次回、この数字を挙げての説明を求めたいと思えますので、資料を作っていただけたらと思います。

○上本会長 金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 安定年次の資料につきましては、再提出いたします。

○上本会長 他に質問はありませんか。

小川委員。

○小川委員 先ほどの質問した、お答えになった中で、ですから世羅町としては管理をすべて委託するという格好ですね、小西さんとダイナックさんへ。第三セクターへ委託すると。そうした場合は、もしそこで運転資金が当面なくなってくるというときには、ですから世羅町さんの方がこうしてまた何らかの形で援助すると、その割合によって援助していくというやり方ですかね、ことが考えられますよね。そういう考え方でいいんですかね。

○上本会長 金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 開業に当たっては、最初申しましたように、開業費というものを小西酒造とダイナックが提供することになっております。ですから、イコール運転資金になってこうと思うんですけど。そういったことで対応していくという計画であります。

○上本会長 小川委員。

○小川委員 しかし、あくまでも株式でしょう。株式ならその管理委託、これだけしかありませんよという考え方で資本金を積み上げたものを委託した以上、で足らんようになったらという考え方は当然私はあってくると思うんですけどね。これは意見になってくるんで、それから先言いませんが、そういう考え方ならそういう考え方での説明で、今回はよろしいです。

○上本会長 他に質問はありませんか。

井口委員。

○井口委員 メーン銀行はどこなんですか、第三セクターの。

○上本会長 金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 世羅郡農協であります。

○井口委員 これ、出資割合で世羅町が51%、小西さんが34、ダイナックが15となっておりますけども、この出資割合の根拠はどういうことでこういうことになったんでしょうか。いわゆる34%という数字が非常に怖い数字なんで、ここのところを説明していただきたいと思うんです。

○上本会長 金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 出資割合でありますけど、公と民間とにつきましては、過疎債の適用であるとか、そういった関係で公が半分以上を出資しなければならないという規定がございます、町が51%の出資をしたということでもあります。民間部分については、小西さ

ん、ダイナックさんとの話し合いというしかお答えができません。

○上本会長 井上委員。

○井上委員 単純なことをお聞きします。

確かに出資金については、新町に引き継ぐとなっているんですが、これには必ず各種団体、一部事務組合の中には代表者がおられますが、これ代表者が解散する場合は新たなものでよいと思うんですが、代表者が解散しないそれぞれの一部事務組合については、それぞれ町長がなっているんですけど、そのときの町長が就任されると。出資金だけ引き継いで、例えばセラアグリパークについては松山さんが代表取締役社長としてずうっと就任したままになるのか。せらにしいこいの広場協会については、上本仁志がずうっと将来にわたって代表者となっていくのか。ここの部分には出資金を新町に引き継ぐだけとしか明記してありません。多分登記してあるはずですから、登記事務についても全部変更されるのか。いやいや出資金だけ新たな町が引き継ぎますよと、代表者は松山ですよ、上本ですよというものにしてしまうのかどうなのかというのがないとは思いますが、1点。

それと、農業公園についてですが、今いろいろご説明を受けたんですが、参考資料の中の3ページの中を見させていただいて、県民公園については県が恐らくまあまあやってくれるんだろうなと期待はしてますけど、一番我々の町として一番問題視せにゃいけないのは農業公園でありまして、その中で前段でブドウの生産を行いと書いてあるんですが、下の要するに事業概要の中ではワインヤード、ブドウ畑は未定なんですよね。ブドウ畑、要するにワイナリーを作ろうとしよんのにワインヤード、ブドウ畑が未定で、要するに加工施設とか、そういう要するにハード部分だけは18年春が目標であって、一番もとなる生産する一番原材料になる部分の部分は未定というんで始めていいんですか。もし、要するに未定がそのまま続いた場合、当面という字が非常に好きなんで、当面といえますか、未定の部分が延々と続いた場合、ワイナリーはどういうふうな形で運営をされようとされとるんか、ちょっとお聞きしてみたい。不思議な世界だなという気がしますんで、そこら辺はどう考えておられるんだろうかなと思います。

以上、2点についてたちまちご返答願いたい。

○上本会長 はい。世羅西町の旅行村のことについてのお答えをさせていただきますが、今現在では旅行村は世羅西町長が理事長ということでやってございますが、このことにつきましては、私も就任以来、独立採算制という方向への位置づけでいろいろな取り組みをしてきてございます。今、年間経費14年度で1,300万円を委託料として、その範囲

の中で事業をやっていただくと。できるだけ、ある程度の委託料で運営していただくという方向を試行錯誤しながらやっておる。いずれの時期独立していく方が望ましいということの取り組みはしてございますが、合併までにそのことができるかどうかということについては少し状況、全体的な状況を見れば厳しいところがございますが、これからの議論の中でこれからの旅行村の運営についての方向性はある程度の一定の合併までに整理をする必要もあるだろうということまでのことしか今お答えができないと思います。

○井上委員 旅行村については全部登記してるんですから。

○上本会長 そこらを含めて、その経営内容を含める中で将来にわたってどうなるのかなという議論はする必要があるというふうに思いますけども、次どうなりますかということについては、今お答えはちょっとまだ難しいかなというふうに思います。現状のままでいくとすれば、当然町の代表者がそのまま引き継ぐということになるというふうには思いますが。

○井上委員 だから、かわる可能性もあるという、ただうちの旅行村については、上本町長が代表者ですからそういう答弁はできると思うんですが、将来にわたってすべての施設、3町の中へまたがった分がいっぱいあるわけですから、それぞれの代表理事あるいは代表者が決まってるわけですけど、恐らく3人さんが町長になることはないと思うんで、1人の町長になると思うんで、そのときには代表さんも全部かわられるんなら登記簿自体を全部やりかえにやいかんですね、登記自体を。そういった部分、これには出資金だけしか書いてないんです。

○上本会長 ちょっと、少し確認、旅行村は公益法人ということなんで、その法人というのは行政のトップが引き継ぐということが基本だということらしゅうございます。申しわけございませんでした。

金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 2点のご質問だと思いますけど、代表者について、これはアグリパークの場合は株主総会でかえることができます。ですから、株主総会の決定として当然かわれば登記も行われなければならないというものであります。

それと、ブドウ畑の件でありますけど、ワインヤードについて当初は公園の周囲に計画をしておりました。しかし、現状の状況を考える中で世羅町としては、国営の開発農地があり、が、まだ入植ができてない。あるいは、そういった状況があります。そういった中で、新たな農地を開発して入植者を募集してということは、今現在国営の開発農地等々で

入植者がいないものを新たな農地の開発はできないということで、これにつきましては世羅町議会でもそういったところがあるので、このワイナリー部分についての開発は当面行わないという方向で未定としております。ですから、今現在はそれぞれの団地であるとか、個々の農家であるとか、そういった方にブドウの栽培の説明会なりを行って、その面積の確保を図っていきようところであります。

○上本会長 井上委員。

○井上委員 ということは、今の説明を受けたらあくまでも原材料となるブドウについては、何も計画はでき上がってないと。とにかく募集をかけるだけですと、新聞紙上とかいろいろな部分でとてつもない割合で町が負担して募集されてた部分は見てますけど、そういった形で郡内の中の農業者に対して募集をかけていくという形で、要するにワイナリー自体を運営していこうとされてるわけですかね。ワイナリー自体は18年に完成するけど、ブドウ自体がワイナリーが運営できるだけの量が確保できるかっていうのは未定ということですね。それで、もう既にこういった方向で進んでるという実態ですね。そこだけははっきり教えてください。原材料も確保してないのにワイナリーは18年からしますよということをおたくらは決めておられるということですね。はっきりしてくださいよ。材料がないのにワイナリーなんて経営できませんからね。ワイナリー自体、あっこの農産物処理加工施設ワイナリーとしてありますけど、あっこも削除されるんなら、下のブドウ畑がブドウが確保できるということが確約ができた時点で、例えば18年目標でも19年目標でも16年目標でも構わんと思うんですが、そういうことが確保もされてないのに、ただ施設のだけは先にしますよと。将来、もしブドウが確保できなかつたらこの施設はどうされるんですか。要するに、牛肉だけを売って歩こう、あるいはアスパラだけを売って歩こう、ワイナリーは実ほうそなんですよと。できませんでしたという報告をされるんですか。我々は聞き及んでるのは、あくまでもワイナリーを主にとということ聞いておりますんで、そういった中でブドウ畑の確保がまだできてないという現状の中で、計画の中では建物だけはしていくと。加工場だけはしていきますよということになると、ワイナリー用の加工場を造るわけでしょう。決して牛肉たたく施設を造るわけじゃないでしょう。他に運用できるんですか。焼酎でも作るんですか。

○上本会長 金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 ブドウの計画でありますけど、当然これを始めるに当たって世羅町としてブドウの振興計画を作成しております。そのスケジュールに基づいて今進めておるとこ

ろであります。実質は平成23年になろうかと思えます。成園化ということになると23年になろうかと思えますけど、20ヘクタールの振興目標をうたってる。そのうち、ワイン用としては9ヘクタールという計画を立てて、それに基づいて今年度もブドウの振興ということで説明会も開催し、行ってきておるのであります。明日の晩になりますけど、明日はそういった説明会に来られた方々を中心にもっと詳しい説明会を開いていくというような計画で進めております。

○上本会長 溝上委員。

○溝上委員 このワイナリーの問題、これ非常に大事なことでありまして、いわゆるさっき出資割合というようなところ、株主総会で決めることができるとおっしゃいましたけども、この中で出資金が過半数で決められる部分と3分の2以上でない重要事項は決定できないんですよ、3分の2。ですから、世羅町が52%、小西酒造が33%なら世羅町の主導で、いわゆる行政というか、そういういわゆる第三セクの指導でも物が動くんですけども、たったこの1%の差で、小西さんが首を縦に振らんと物は絶対動かせんわけです。いかに、この中で累積赤字が増えてこようとも、どういう状態が起ころうとも解散はできませんね、これ、この出資枠だと。小西さんがうちはいいですよ、うちはこの中へもう何億円つぎ込んだんですよ、これを補償いただけるんなら、これは考えましようと言われたら、これはもう解散も何にもできないような団体の、そういう仕組みになってるんですよ、この34%は。ですから、ここで出資割合が、例えば世羅町さんが52%、あそこに1%のわずかに1%、15万円ですか、1,500万円の。ここに大きな落とし穴があったんだなと。このことは非常に恐ろしいことなんです。ですから、これは過半数の株を持っておるから大丈夫だなんて思ったら大間違いで、重要事項は何も決定できないということを肝に銘じてブドウも作らないと、ブドウができなくてうちはワインが製造できないんで、これは世羅町さんの責任ですよと言われたら、これは物が言えないような仕組みなんです。ですから、そのブドウとワイナリーというのは、これはブドウは少なくとも小西さんの責任において調達するということがうたわれないと取り組むべきではないと思います。

○上本会長 質問というふうにまとめていただきたいんですが。

○溝上委員 先ほど言いました33%、このところをもう一度説明していただきたいと思います。この出資割合でよろしいんですよ、ここを念を押しておきます。

○上本会長 金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 既にこれで立ち上げてますんで、県等ともそういった出資割合等については協議をした経過がありますので、これでいいと思います。

○上本会長 続いてということ。

○溝上委員 いわゆるこれで会社は設立されておるわけですから、もうこれ動かせないということになりますと、ブドウ栽培についての資材の調達についてのワインの、このことは小西さんは一切関知しませんよと、あくまでこれは地元の農家の人で調達してくださいという、こういう取り決めが行われているのかどうか。いわゆる、うちは例えば地元でワイン用のブドウが調達できない場合は、みずからが調達してでもこのワイン工場はやっていきますということがあるのかどうか。これ非常に大事なところです。

○上本会長 金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 地元で調達をしていただくということが大前提だろうと思いますが、今の段階では地元調達をもとにしております、計画であります。

○上本会長 石岡委員。

○石岡委員 ちょっとお伺いいたします。今までいろいろ質問が出た中で、それがクリアできたとして、それでまず買う者がいなきゃならないということが大前提で、どこのあれもだんだん客が来なくなって細っていったという、ここへ19万人という数字が出とるんですが、どういうデータのもとにこういうようになった、19万人がそれを最低限でだんだん増えていくんだと、5年後から20万、25万というようなあれなら安心してられるんですが、今日も時間がないというような話を聞いておりましたので、次回にそのデータがあれば出していただければと思います。

○上本会長 集客のデータは出せますよね。どうです。言える。今すぐお答えすることです。

馬場室長。

○馬場農業公園推進室長 産業部会一部事務組合幹事ということで出席をさせていただきます。世羅町の公園推進室の馬場と申します。

先ほどの19万人の根拠という質問がございました。この件につきましても、先ほど金尾助役の方から見直したという経緯がございます。といたしますのは、ご存じのように瀬戸田とかシトラスパークという厳しい実態がございます。本町が19万人というのを今算定をいたしておりますのは、隣接をします県民公園が26万人という数値を県の方ではじかれております。これと世羅町に既存の3町への農家の観光農園ですかね、ここに50万か

ら60万のお客が参られます。そういったことをもとに、県民公園からはそのうちの約8万人ぐらいがお見えになります。それから、3町の観光農園と連携をすることで数値はまたその中から恐らく四、五万人は連携によってお見えになると。また新たに施設がワイナリー、そしてレストランでございますので、そういった施設を目的にお見えになるお客さんもあると。それから、おっしゃっておられましたように、やはり地元で盛り上げていくという施設でございますので、地元でワインの会とか、こういった立ち上げによって3,000人ぐらいは年間に入っていただくと、そういった積み上げの中で19万人を積算をいたしております。今現在、こういった人数を県を通しまして国に申請をいたしております。そういったことで19万人を算定をいたしております。

○上本会長 横山委員。

○横山委員 3ページの資料、ちょっと。3ページで1の目的とかなりお話を聞く中ではかけ離れたような計画の中の目的から随分離れていったような感じがするわけですね。ここに書いてあるのは、ブドウの生産を行いということ。それから、2期工事ではブドウ畑ということが出ておるわけですが、このブドウの生産も行わないと。ブドウ畑もまた2期工事の中に入っているような、そういったものを計画の中にないものをここに掲げてワイナリーを核とする云々という、施設を整備するというようなことを書いてありますが、これはどうも、これを見る限りでは、どうも作文のような気がしてならんのですが、そこらのとこ、どうですか。いま一度その計画のこのブドウの生産というところをもう一遍はっきりご説明をいただきたいと思います。

私もブドウの手伝いによく行くんですが、背丈1メートルぐらいで1房なつとるか、2房なつとるかぐらいのことです。5年も6年もしないとなかなかなるもんじゃございません。そこらを計画の一番柱を立てたのが性根抜きなつとるような感じがします。ちょっとそこらを再度詳しく説明してみてください。

○上本会長 金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 ブドウの生産を行わないということは言うておりません。ブドウの生産は当然行っていきます。地元調達ができれば、これは一番いい方法です。今の計画では、9ヘクタールということで、ワイナリーがすべてワインを作るということでもないんです。それはジュースも作ります。ですから、今計画をしておる9ヘクタールの醸造用ブドウを着々と実現をさせるということが今与えられとる仕事だというふうに思ってます。ですから、そのことにつきましては、既設の農園等にも既に植栽をさせていただいております

し、新たに個々の農家の方にも説明会を行う中で作付をしてくださいというふうなことで、今現在取り組みをしようと。全く今ゼロということではありません、はい。

○上本会長 溝上委員。

○溝上委員 これくだいようですけども、いわゆるワイン用のブドウが必要량だけ調達できなかった場合にはどうするのかということが小西さんと話し合われておるのかどうかということを再度お聞き……。

○上本会長 金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 話し合っております。

○上本会長 他に質問はございませんか。

豊田委員。

○豊田委員 計画のようによくいけば喜ばしいんですが、始めたころは何か珍しさもあってよくはやっているが、徐々にしりすぼみになっているのが今日までの状況だと思うんです。他の施設で水をかけるようなことを言うてよいんですが、大きいところでもそういうことですね。東京ディズニーとかほんの一部のそういう観光的なところがはやっているんで、長崎でも四国でも大きなのをやっていますがだめになりましたね。そういうところから見ると世羅町だけがうまくいくという保証は見えないんですよ。期待はしたいんですけど、現実には経済の成り行きなどから見て厳しい。先ほどの論理からきても厳しいと思うんですが、まだ次に計画などのその資料は出されるということですが、ここに出してはいけない資料というのもあるんですか。もしそういうのがあれば出してほしいんですが、これだけは出せないという資料があるならある。もっと先ほどの資料を出しますという資料以外にもあったらぜひ出してもらって、ここは恐らく役場の位置以上に問題になるかと思うんです、私らは。ぜひ後から言われて出すよりも、先に出して早い論議をして、納得のいく論議で物を進めていく方が結果は早いですから、あれ隠しとった、これ隠しとったというようなことがあれば、事は大きくなって遅くなると思うんです。そこらはいかがでしょう。

○上本会長 協議会運営に当たっては、説明はしっかりしていくという基本原則をもってこの協議会を開いて、説明員はその都度的確に答えるように資料を持ってやるように努めてございますんで、故意にこのことについての資料を出し惜しんでという会議の運営にはなってないと、私は今思っております。これ以上の答弁はお許し賜りたいと思います。

佐藤委員。

○佐藤委員 この資料を見てちょっと疑問に思っ、勉強不足だと思うんですけども、この民間の施設のダイナックっていう会社と小西酒造さんという会社がどういった会社でどういった面での農業公園にかかわっていかれるのかっていうのを知りたいです。というのも、ワイナリーをする以上は、やはりそういったワインの知識とかそういったもので、今この会社がどのようにかかわっていくのに、おいしいワインが作れるかどうかっていうこともかかわってくると思いますし、レストランをされる以上、やはりおいしいレストランを運営していってもらうには、やっぱり技術も要るでしょうし、そういった接客業のこともされてないといけないと思いますので、どういった経緯でこういった会社になって、どういったノウハウを持ってらっしゃるのかっていうことが重要だと思いますし、あとブドウの生産の方なんですけども、ワインの醸造用のブドウは大体醸造専用のブドウで日本では余り生産されていないと思うんですけども、ワインが失敗した場合に、この中で醸造用と食用用のブドウはどの程度の割合で生産されるんでしょうか。食用のものをもしワインの方に転用されるんでしょうか、そういうことも知りたいんですけども。

○上本会長 金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 答えたいと思います。

ワイナリー部門を小西酒造が行います。レストラン部門についてダイナックが行うということで、両者の概要等についてはペーパーがございますので、次期の会には出しましょう。どういった会社であるかというのは、それを見ていただいた方が口頭で説明するよりよくわかると思います。

それと、ブドウの生産でありますけど、先ほども言いましたように全体で20ヘクタールを計画しております。そのうち9ヘクタールが醸造用であります。質問にありましたように、醸造専用といった品種もあります。それがこの世羅台地でどういうふうにできてくるかというのは、今名前を挙げてあれですけど、幸水農園さんの方で試験圃場をつくって試験をしております、欧州系については。ですから、そのうちどれがこの世羅台地に適するのかというふうなことは判断する時期は来ようかと思ひます。もう一つ、兼用種というのがございます。生食用にもできますし、加工用にもできるというふうなことで、今小西さんの方とメインになっておるのは、広島県から生まれたブドウでハニービーナスというのがございます。これは生食用でありますけど、これを兼用種としてやっ、ていこうということで進めております。これにつきましては、既に昨年も収穫をしておりますので、酒造の方で行っております。4品種ぐらい世羅でとれたブドウを送りまして試験醸造を行っ

もらっておりますけど、その中で先ほど言いましたハニービーナスにつきましては、評価とすれば高い評価を受けたというふうに思っております。

○上本会長 いろいろ質問もあるかと思いますが、少し時間の制約があることを先ほども申し上げたかと思えますので、また次回のときに質問と意見ということでお願いしたいと思えます。

あと、本日提案申し上げるのが2件あるわけですが、6時半からこの会場を整備して7時ということでございますので、今回は提案のみをさせていただいて、一括として提案させていただいて、次回に意見、協議ということにさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、提案事項の45号と46号について事務局より説明してください。

○山口事務局長 ページ56ページをお願いします。

協議第45号各種団体の補助金、交付金等の取扱いについて。

各種団体の補助金、交付金等の取扱いについて提案する。平成15年6月25日提出。
世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

各種団体の補助金、交付金等の取扱いについて。

各種団体の補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しながら、公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直した上で、新町において調整する。

(1) 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。

(2) 独自の補助金などについては、従来からの経緯、実績及び目的などを考慮し、均衡を保つよう調整する。

(3) 整理統合できる補助金等については、統合・廃止するよう調整するというところで、現在3町では多様な行政目的を持って各種団体へ補助金などを交付しておりますが、合併後の新町において、これらの補助金などをどのように取り扱うかということで、特に同種の団体間の均衡をどのように図るかということで協議調整をすることになります。ここでの調整は、世羅郡三町の合併期日は平成16年10月1日と既に確認されておりますように、これから1年余りの間に各種団体も整理統合されることが見込まれるなど、現時点では流動的な要因が多いため、基本方針のみとして各種団体への補助金、交付金等については従来からの経緯、実情などに配慮しながら公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直した上で新町において調整するというところで、同一あるいは同種の補助金などにつ

いては関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。独自の補助金などについては従来の経緯、実績及び目的などを考慮し、均衡を保つよう調整する。整理統合できる補助金等については、統合・廃止するよう調整するという案であります。

資料57ページから59ページには、平成15年度予算計上しております3町の各種団体への補助金、交付金などを掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

ただし、先ほどご説明をしました趣旨から、地方公共団体のみで構成する団体、例えば甲世衛生組合とか全県的な団体など3町の区域を超えている団体、例えば広島県信用保証協会への負担金など一定のルールに基づき構成団体間で調整が行われるものや、現在3町が共通して交付している団体、例えば世羅郡民生員・児童員協議会など新町と団体とで調整すべきもの、また他の協定項目で協議する団体、または補助金、交付金等、例えば社会福祉協議会、商工会など、そしてイベントの実施など特定の目的がある場合に限り設立される団体である実行委員会については、ここには掲載をしております。

以上でこれの提案説明を終わります。

続きまして60ページ、協議第46号消防の取扱いについて。

消防の取扱いについて提案する。平成15年6月25日。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

消防の取扱いについて。

1、消防団は合併時に統合する。分団等の組織は合併時に直ちに機能するように調整する。消防計画は新町において新たに定める。

2、消防団員の報酬、手当等は合併時に甲山町の例を基本に統一する。

3、消防団員の任用、出動指令体制、福祉共済制度、訓練及び礼式等は現行のとおり新町に引継ぎ、任期、表彰制度は合併時に統一する。

なお、被服については新町において統一する。

4、消防相互応援協定については、合併の前日をもって廃し、合併時に現行と同様の内容により締結する。

5、消防施設については、すべて新町に引き継ぐ。

6、三原市との消防事務委託については、合併の前日をもってすべての契約を解約し、合併時に現行の内容により締結するという提案内容であります。

資料61ページは消防団組織の調整内容でございます。3町の消防団の状況を名称、区域、団員数、そして分団構成で掲載しておりますので、ごらんください。

消防団につきましては、消防組織法第15条の規定に基づき設置することとなっております。ここでの調整は、消防団は合併時に統合し、災害時に対応できるよう消防団などの組織は合併時に直ちに機能するように調整し、消防計画は新町において新たに定めるという提案でございます。

続いて、62ページは消防団報酬、手当の調整内容でございます。

ごらんいただきますように、3町に違いがございます。団員報酬については、甲山町と世羅町は同額ですが、世羅西町に違いがございます。訓練手当については、3町に違いがあり、ここでの調整は団員報酬と訓練手当において、会議検査などで充実している甲山町の例を基本に合併時に統一するという案でございます。この案による影響額は約130万円の増が見込まれます。

63ページは、消防団員の任用、出動指令体制、福祉共済、訓練及び礼式などの調整内容でございます。ごらんとおり、出初め式において1月6日から12日の日曜日と1月との違いがございますが、すべて3町同じであり、ここでの調整は現行のとおり新町に引き継ぐという案でございます。

64ページは、任期、消防表彰、被服の調整内容でございます。

任期については、3町に違いがございます。ここでの調整は、団長、副団長の任期を定めている世羅町の例を基本に合併時に統一するという案でございます。消防表彰については、団長表彰のある甲山町、世羅町の例を基本に合併時に統一するという案でございます。消防団員の被服等の貸与状況については、現在貸与している被服などは統一するのに一定の期間を要することから、新町において統一するという案でございます。

65ページは消防相互応援協定の調整内容でございます。

ごらんとおり、3町同じ内容でございますので、ここでの調整は合併の前日をもって廃し、合併時に現行と同様の内容により締結するという案でございます。

66ページは消防施設整備の調整内容であります。

3町の消防車両などや防火水槽、消火栓、消防無線の状況を掲載しております。ここでの調整は、現在3町これだけある消防車両などの消防施設については、新町に引き継ぐという案でございます。

なお、消防屯所については、既に財産及び債務の取扱いと公の施設の取扱いでご確認いただいております。

67ページは三原市との消防事務委託の調整内容でございます。

ごらんのように、3町が同じように事務委託をしておりますので、ここでの調整は合併の前日をもってすべての契約を解除し、合併時に現行の内容により締結するという案でございます。

以上で提案説明を終わります。

○上本会長 以上で協議第45号、第46号の説明を申し上げましたが、これにつきましては次回協議会で質疑、協議、決定をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日予定をしておりました協議事項は一部継続したのもございますが、一応終了させていただきます。長時間にわたりまして慎重にご審議、ご協議いただきまして、まことにありがとうございました。引き続き、皆さんの実のあるご審議をいただきまして、これからも協議項目を着実に一つ一つの確に進めていきたいというふうに考えておりますので、どうぞ各委員の格別のお力添えをお願いいたします。

またなお、議会の方でも協議内容を踏まえて現実的に進展するようお取り計らいいただきますようお願いしまして、閉会させていただきます。ありがとうございました。

午後 6時25分閉会

本会議録は、世羅郡三町合併協議会の 荒瀬 聖子委員、松村 明美委員、三木 俊三委員により内容が確認され署名を頂いております。